

令和8年6月市議会 建設水道委員会資料

所管事項調査に関する資料①

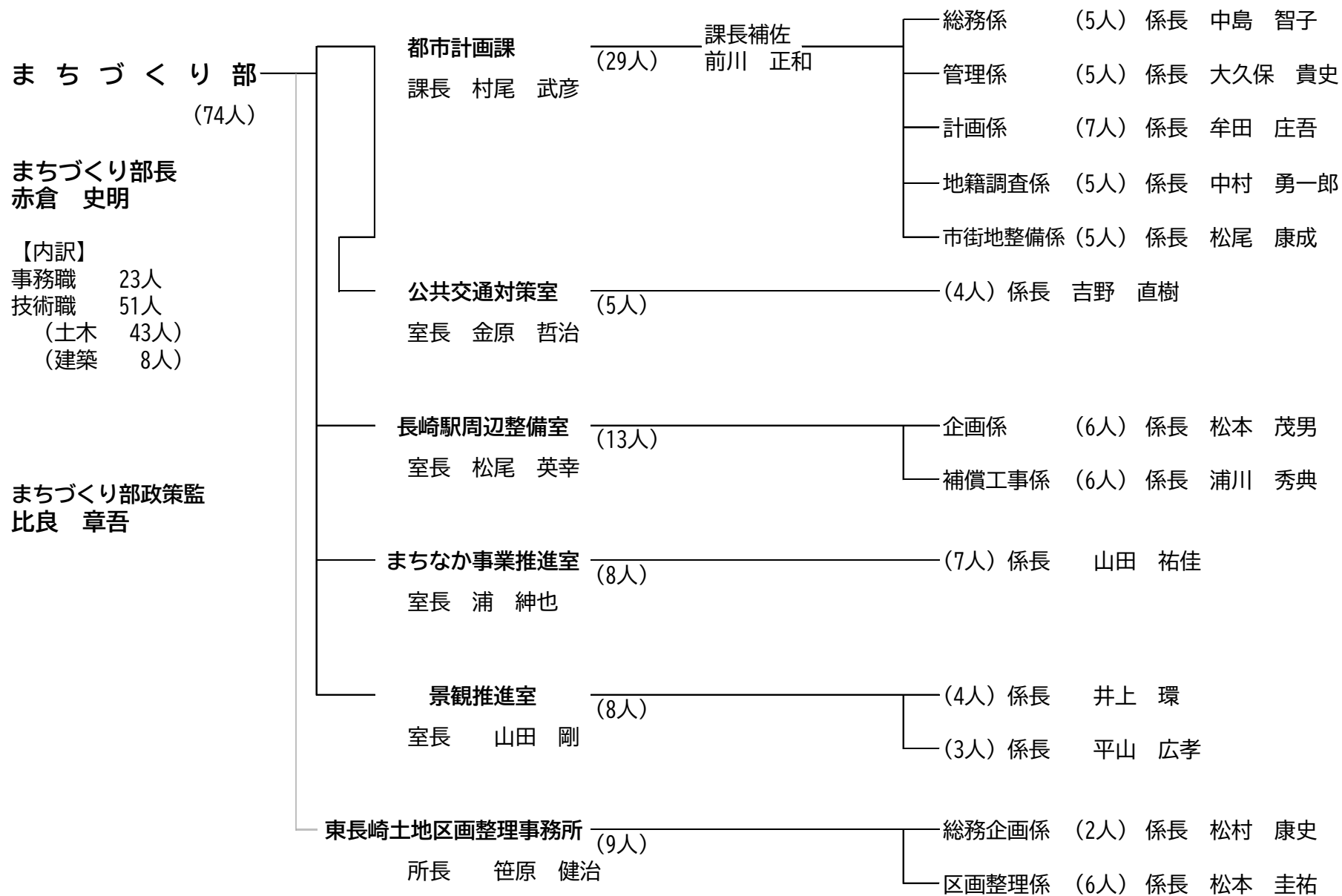
目次	ページ
1 分掌事務及び事務の現況等について	
(1) 機構表及び職員数	…2
(2) 分掌事務	…3～4
(3) 所管事務の現況等	…5～48

まちづくり部
令和8年6月

1 分掌事務及び事務の現況等について

(1) 機構表及び職員数

令和8年4月1日現在



【 1課 4室 1事務所 13係 】

(2) 分掌事務

課、室等	分掌事務
都市計画課	(1) 部の統括に関すること。 (2) 部の所管に係る国庫支出金等に関すること。 (3) 部の所管に係る県施行事業費負担金に関すること。 (4) 部の所管に係る予算の経理に関すること。 (5) 住居表示の実施に関すること。 (6) 町界町名の変更に關すること。 (7) 都市計画及び都市計画事業に係る総合調整及び制限に関すること。 (8) 都市計画の決定に関すること。 (9) 都市計画区域、土地利用計画及び都市施設に係る調査及び企画に関すること。 (10) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく土地取引の規制届出及び利用調査に關すること。 (11) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく届出に関すること。 (12) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく自動車の臨時運行の許可に関すること。 (13) 地籍調査に関すること。 (14) 港湾事業の振興に関すること。 (15) 港湾の管理に関すること。 (16) 部の所管に係る公有水面埋立地の確認等に関すること。 (17) 部の所管に係る公有水面の使用許可の副申に関すること。 (18) 茂木港船客待合所に関すること。 (19) 伊王島港ターミナル、高島港ターミナル及び池島港船客待合所の設置、改良及び利用の許可に関すること。 (20) 港湾関係団体との連絡調整に関すること。 (21) 市街地整備に係る調査及び計画策定に関すること。 (22) 市街地整備を目的としたまちづくり活動の支援に関すること。 (23) 市街地再開発事業等に関すること。 (24) 土地区画整理事業（長崎駅周辺整備室及び東長崎土地区画整理事務所の所管に係るものを除く。）に関すること。 (25) 町界町名整理審議会、都市計画審議会及び都市再生整備計画事業評価委員会に関すること。 (26) 公共交通対策室に係る庶務、予算の経理及び連絡調整に関すること。 (27) 部内事務の連絡調整に関すること。

課、室等	分掌事務
公共交通対策室	(1) 地域公共交通に関すること
長崎駅周辺整備室	(1) 長崎駅周辺土地地区画整理事業施行地区内における土地地区画整理事業の総合調整及び施行に関すること。 (2) 長崎駅周辺土地地区画整理事業施行地区内における建築等の許可に関すること。 (3) 長崎駅周辺土地地区画整理審議会に関すること。 (4) 九州新幹線西九州ルート及びJR長崎本線連続立体交差事業に関すること。
まちなか事業推進室	(1) まちなかの魅力向上に係る事業の推進及び総合調整に関すること。 (2) まちなか賑わいづくり活動支援補助金交付審査会に関すること。 (3) 庁舎前広場（市庁舎の正面玄関前の広場をいう。）の利用及び活用の促進に関すること。
景観推進室	(1) 景観計画に関すること。 (2) 公共掲示板に関すること。 (3) 屋外広告物に関すること。 (4) 景観の形成を目的としたまちづくり活動の支援に関すること。 (5) 景観の向上に係る事業の推進及び総合調整に関すること。 (6) 景観審議会、ながさきデザイン会議及び歴史的風致維持向上協議会に関すること。
東長崎土地地区画整理事務所	(1) 東長崎地区土地地区画整理事業施行区域内における土地地区画整理事業の施行に関すること。 (2) 東長崎地区土地地区画整理事業廃止区域内における都市基盤施設整備事業の施行に関すること。

(3) 所管事務の現況等

課、室等	分掌事務
都市計画課	1 部の総括、部内予算の経理事務等に関すること 2 都市計画決定・変更に関すること (1) 都市計画の内容 - ア 土地利用（市街化区域・市街化調整区域、用途地域 等） - イ 都市施設（道路、公園、下水道 等） - ウ 市街地開発事業（土地区画整理事業 等） - エ 地区計画等 (2) 長崎市都市計画審議会の運営 令和7年度：2回開催（付議件数：6件） 3 都市計画等に係る調整・調査・企画に関すること (1) 都市計画及び都市計画事業に係る調整 (2) 都市計画の基礎調査 (3) 用途地域、地区計画などに関する調査・企画 (4) 長崎まちづくりのランドデザイン2050の推進 4 都市計画等に係る制限等に関すること (1) 市街化区域・市街化調整区域、用途地域等の確認 令和7年度：36件 (2) 都市施設等の区域内における建築等の規制に関する許可 令和7年度：2件 (3) 風致地区の区域内における建築等の規制に関する許可 令和7年度：7件 (4) 地区計画区域内の建築等の審査 令和7年度：48件 (5) 立地適正化計画区域内の届出対象行為等の審査 令和7年度：0件 (6) 国土利用計画法に基づく土地取引の審査 令和7年度：30件 (7) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地取引の審査 令和7年度：9件

課、室等	分掌事務
都市計画課	5 市街地整備に関すること (1) 市街地再開発事業 ア 浜町地区市街地再開発事業に係る支援及び関係機関等との連絡調整 平成27年 1月 準備組合設立 平成28年 3月 推進計画策定 平成31年 3月 浜町地区まちづくり方針策定 令和 2年 1月 6番東街区、8番東街区、9番街区において準備組合設立 ※現在、権利者の合意形成に向けた取組みなどが進められている。 イ 大黒町地区市街地再開発事業に係る支援及び関係機関等との連絡調整 令和 6年 3月 準備組合設立 令和 6年 9月 事業協力者決定 令和 7年 5月 都市計画決定 ※現在、再開発組合設立に向け事業計画等の検討が進められている。 《事業計画》 ■事業主体：大黒町地区市街地再開発準備組合 ■事業内容：総事業費 約210億円（予定） 施行面積 約0.9ha 延べ面積 約21,000㎡（予定） 主な用途 バスターミナル、商業・業務・宿泊施設、駐車場 等 ※事業計画作成後変更の可能性あり ■事業内容（令和8年度）：権利変換計画作成、建築設計（実施設計） (2) 斜面市街地再生事業 住宅市街地総合整備事業として国の事業認可を受けた8地区における基盤整備に係る計画の見直し

課、室等	分掌事務																															
都市計画課	6 住居表示・町界町名に関すること (1) 住居表示の実施、町界町名の変更 (2) 新築建物等の住居番号の設定 (3) 住居表示板の維持管理 (4) 長崎市町界町名整理審議会の運営 7 港湾施設の管理に関すること <table><tr><th>施設名</th><th>建築面積</th><th>供用開始日</th></tr><tr><td>茂木港船客待合所</td><td>240㎡</td><td>昭和55年4月7日</td></tr><tr><td>高島港ターミナル</td><td>417㎡</td><td>昭和47年4月1日</td></tr><tr><td>伊王島港ターミナル</td><td>325㎡</td><td>平成元年7月15日</td></tr><tr><td>池島港船客待合所</td><td>82㎡</td><td>平成7年4月1日</td></tr></table> 8 地籍調査に関すること (1) 地籍調査の計画及び実施 ア 所有者、地番、地目及び筆界（境界）の調査 イ 一筆ごとの測量及び地積の測定 ウ 成果地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）の作成 (2) 進捗率（令和7年度末） <table><tr><th>区分</th><th>調査対象面積</th><th>調査済面積</th><th>進捗率</th></tr><tr><td>長崎市全域</td><td>386.75km²</td><td>168.50km²</td><td>約44%</td></tr><tr><td>旧長崎市</td><td>232.46km²</td><td>17.73km²</td><td>約 8%</td></tr><tr><td>（人口集中地区）</td><td>（36.03km²）</td><td>（14.67km²）</td><td>（約41%）</td></tr></table>	施設名	建築面積	供用開始日	茂木港船客待合所	240㎡	昭和55年4月7日	高島港ターミナル	417㎡	昭和47年4月1日	伊王島港ターミナル	325㎡	平成元年7月15日	池島港船客待合所	82㎡	平成7年4月1日	区分	調査対象面積	調査済面積	進捗率	長崎市全域	386.75km ²	168.50km ²	約44%	旧長崎市	232.46km ²	17.73km ²	約 8%	（人口集中地区）	（36.03km ² ）	（14.67km ² ）	（約41%）
施設名	建築面積	供用開始日																														
茂木港船客待合所	240㎡	昭和55年4月7日																														
高島港ターミナル	417㎡	昭和47年4月1日																														
伊王島港ターミナル	325㎡	平成元年7月15日																														
池島港船客待合所	82㎡	平成7年4月1日																														
区分	調査対象面積	調査済面積	進捗率																													
長崎市全域	386.75km ²	168.50km ²	約44%																													
旧長崎市	232.46km ²	17.73km ²	約 8%																													
（人口集中地区）	（36.03km ² ）	（14.67km ² ）	（約41%）																													

参考1 長崎まちづくりのグランドデザイン2050について

(1) 概要

ア 策定背景

- 人口減少対策が喫緊の課題であり、まちづくりの分野からも、経済再生・定住促進につながる取組が必要。
- そのうえでは、「100年に一度」のまちづくりにより生まれた新たなまちの基盤のポテンシャルを最大限に活用し、新たな魅力とこれまで培ってきた魅力の融合による新たな価値の創出が重要。
- 併せて、これらの取組みを強力に推進するためには、官民がベクトルを合わせて取組を進めることが重要。

イ グランドデザインの位置づけ

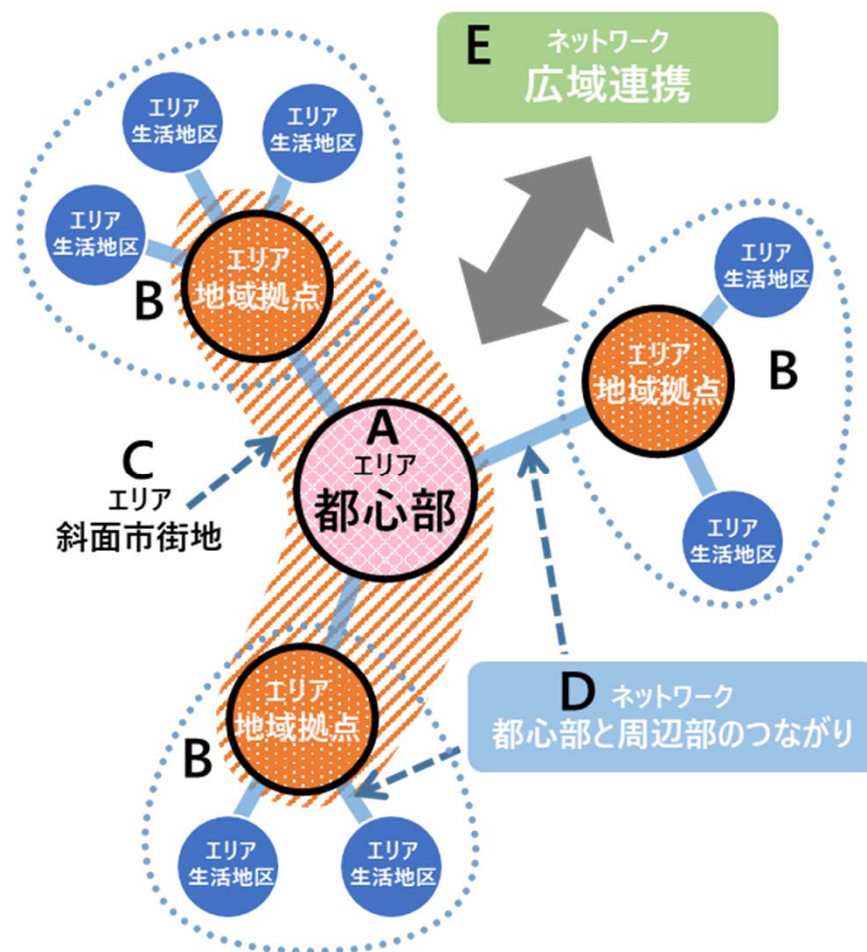
経済再生・定住促進につながる長期的なまちづくりの方向性を、市民や事業者、大学、行政など多様な関係者と共有し、それぞれの強みや主体性を生かしながら、「オール長崎」でまちづくりの推進を目指すもの。

ウ 目標年次

2050年

エ 5つのテーマ

将来都市構造「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」を踏まえ、エリア・ネットワークごとに5つのテーマを設定し、テーマごとにまちづくりの方向性を整理。



(2) まちづくりの方向性

【市全体】
まちづくりの
テーマ

多様な魅力が多くの人・企業をひきつけ、長崎独自の暮らし・過ごし方を選択でき、だれもが安全・安心に暮らせる長崎づくり

A 都心部

まちづくりのテーマ **人、企業、投資を呼び込む求心力の核となるエリアづくり**

方針Ⅰ **交流や多様な活動を生み出そう**

【取組みの方向性】

- ① 居場所づくりや交流が生まれる空間の創出
- ② 公共空間や低未利用地などの柔軟な活用
- ③ スポーツや文化芸術などを活用した賑わいの創出

方針Ⅱ **人中心の楽しい都市空間を創出しよう**

【取組みの方向性】

- ① 人に優しく緑を感じる空間の創出
- ② 沿道の魅力向上
- ③ 空間の柔軟な活用
- ④ 移動の支援

方針Ⅲ **エリアの価値創造に取り組もう**

【取組みの方向性】

- ① エリアの価値を維持・向上させる体制の構築
- ② 取組を支える場の確保

B 地域拠点 生活地区

まちづくりのテーマ **豊かな自然などの魅力を感じ、地域ならではの暮らし方や過ごし方ができるエリアづくり**

方針Ⅰ **暮らしやすさを確保しよう**

【取組みの方向性】

- ① 都市機能の維持・向上
- ② 交通の要衝としての整備
- ③ 地区内の移動支援
- ④ 住民が集まりやすい場所の多機能な活用
- ⑤ ニーズを反映した憩い・遊び場の確保

方針Ⅱ **魅力あるエリア環境を整えよう**

【取組みの方向性】

- ① 地域再生の担い手の確保
- ② 職住育機能が近接したまちへ転換
- ③ 地域ならではのライフスタイルを実現できる環境づくり

方針Ⅲ **豊かな自然など地域の魅力を活用しよう**

【取組みの方向性】

- ① 地域資源を活用した取組みの推進
- ② 地域の魅力に触れられる場の確保

C 斜面 市街地

まちづくりのテーマ **眺望の良さや静かな環境などの魅力を感じ、斜面地ならではの暮らし方や過ごし方ができるエリアづくり**

方針Ⅰ **安全で暮らしやすい場所での暮らしを推進しよう**

【取組みの方向性】

- 未利用ストックなどを活用した環境づくり

方針Ⅱ **斜面地に合った暮らしやすさを確保しよう**

【取組みの方向性】

- ① 既存ストックを活かした交通環境の改善
- ② 未利用ストックの多機能な活用
- ③ 移動の支援

方針Ⅲ **斜面地ならではの魅力を活用しよう**

【取組みの方向性】

- 斜面地の魅力を活用した取組みの支援

D 都心部と 周辺部の つながり

まちづくりのテーマ **だれもが円滑に移動でき、必要な生活サービスを受けられるネットワークづくり**

方針Ⅰ **円滑な移動を支える道路・交通ネットワークを形成しよう**

【取組みの方向性】

- ① 円滑な道路交通の確保
- ② 公共交通のスムーズな移動を支える環境づくり

方針Ⅱ **だれもが快適に移動できる手段を確保しよう**

【取組みの方向性】

- ① 公共交通の持続可能性の向上
- ② 公共交通のDXの推進
- ③ 様々な移動手段の円滑な接続

E 広域連携

まちづくりのテーマ **広域で連携しながら、観光客や働く人、住む人を呼び込むネットワークづくり**

方針Ⅰ **広域ネットワークを形成し、活用しよう**

【取組みの方向性】

- ① 広域ネットワークの形成
- ② 県内外との連携強化

方針Ⅱ **居住機能を増進しよう**

【取組みの方向性】

- 住宅立地用地の確保

方針Ⅲ **産業機能を増進しよう**

【取組みの方向性】

- 企業立地用地の確保

(3) 「みらいの長崎」に向けたファーストステップ

グランドデザインに描いた「みらいの長崎」の実現に向け、まずは以下のことに取り組む。

創造性を生かした都市空間の活用による交流拡大

長崎の都市空間がこれからも交流の舞台となるためにコトの魅力（体験的価値）が求められています。特にスポーツや文化芸術、アウトドアなどには、今後大きな可能性があります。

そこで、様々な資源を文化芸術や産業経済が持つ創造性によって最大限に生かす「創造都市」の考え方や取組みを参考に、長崎市においてもクリエイティブな人材の呼び込みや受入環境を整え、都市空間の活用を通じた交流拡大、産業振興を進めていきます。

心地良く過ごせる場所づくりや都市空間活用を促進する体制・仕組みづくり

まちに心地良く過ごせる場所があることが、まちに人をひきつけ、滞在させます。都市空間を使いこなして「空間（＝space）」を「居場所（＝place）」に変えていくためには、このエリアに関わる多様な主体との連携・協働が必要です。

そうした都市空間活用を実現するために、連携・協働のハブとなる体制づくりや仕組みづくりに連携して取り組んでいきます。

地域の暮らしを支える「小さな拠点」づくり

将来にわたって市民の皆さんが地域で安心して暮らせる環境づくりが、持続的な地域の実現に向けて重要です。

既存施設の有効活用などによる生活サービスの集約や地区内のアクセス性の確保、地域資源を活用した仕事・収入の確保を目指す「小さな拠点」づくりを、各主体と役割分担しながら推進していきます。

【ジャズを通じた長崎のまちのブランディング】



出典：長崎市「長崎創生プロジェクト事業」

【伝統工芸を活かすまちづくり】



出典：金沢市「ユネスコ創造都市金沢モニタリングレポート」

【スポーツによる賑わい創出】



【公民学など様々な主体が連携した事業推進】



出典：国土交通省
「官民連携まちづくりポータルサイト」

【「小さな拠点」づくりの取組みイメージ】



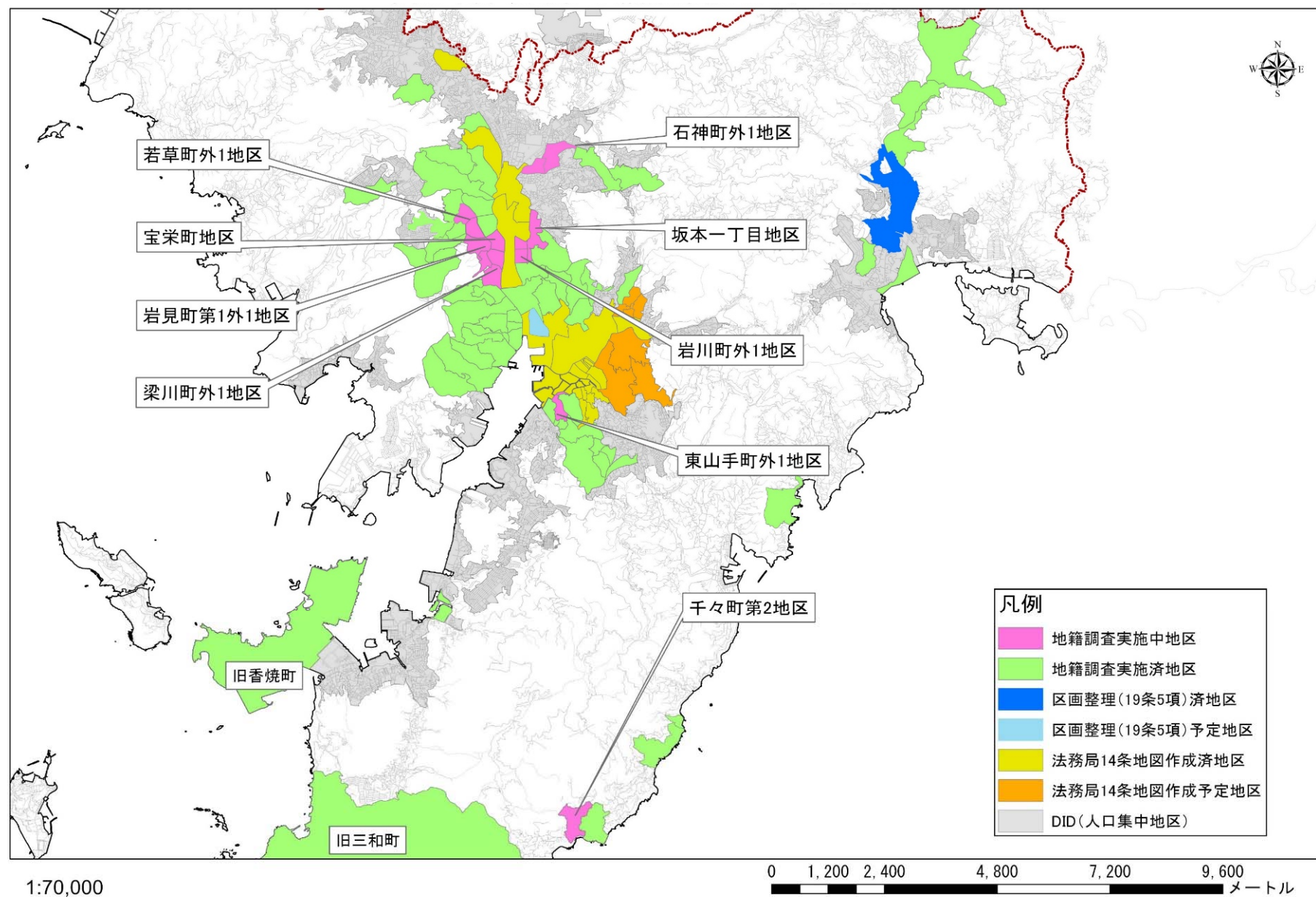
出典：内閣府「小さな拠点・地域運営組織に関する手引き・事例集」



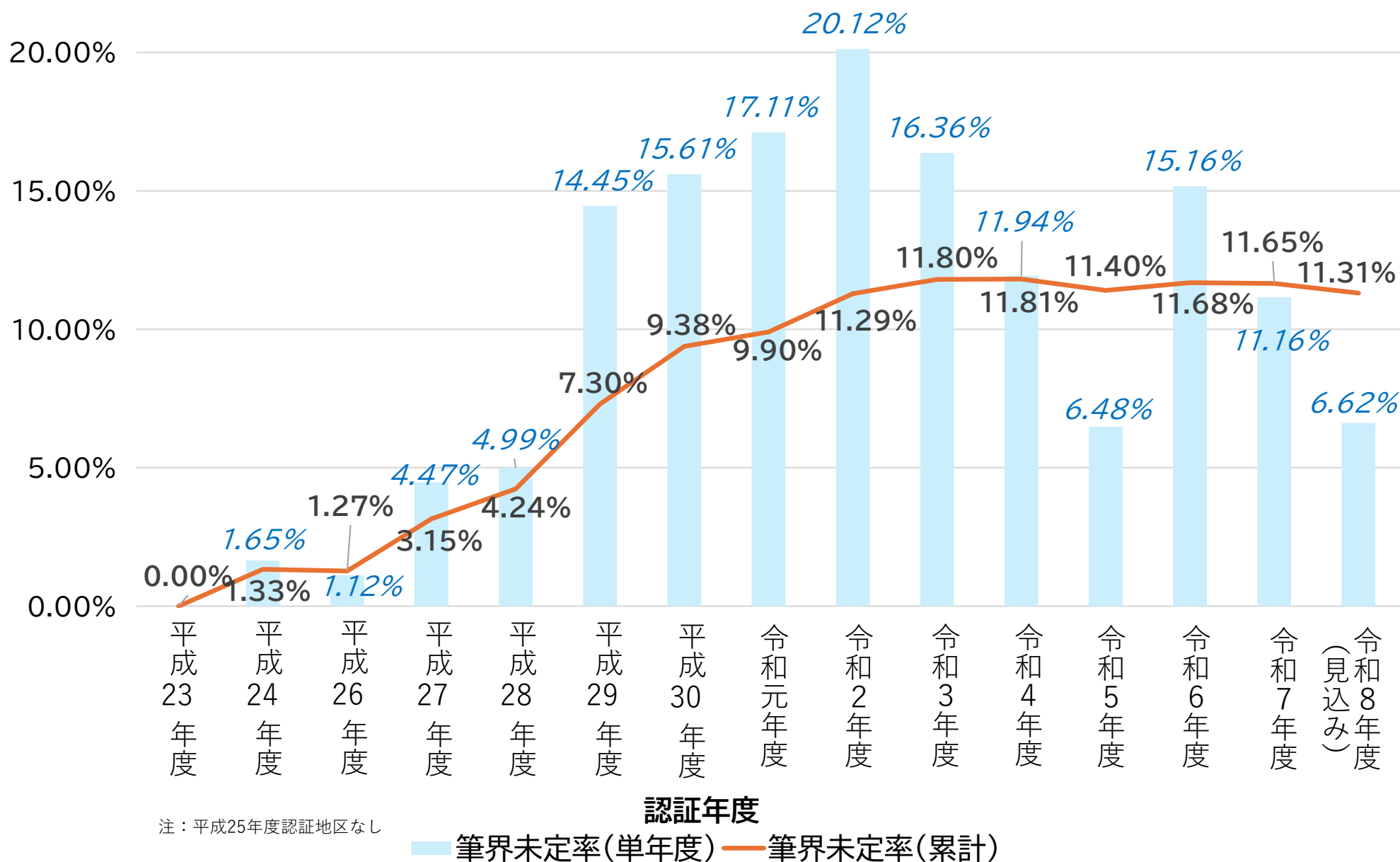
出典：農林水産省
「6次産業化の取組事例集」

参考2 地籍調査について

(1) 令和8年度地籍調査実施地区等概略図



(2) 地籍調査における筆界未定率の推移



課、室等	分掌事務
公共交通対策室	1 公共交通に関すること (1) 鉄道、バス、路面電車、タクシー、航路等に関する計画・調査・研究及び関係機関との連絡調整 (2) バス空白地域対策に関する計画・調査・研究及び関係機関との連絡調整 (3) コミュニティバス、乗合タクシー、デマンド交通(予約型乗合タクシー)等の運行、離島航路の運航に対する支援 ア コミュニティバス 10路線（伊王島線、高島線、外海線、香焼三和線、三和線、野母崎線、琴海尾戸線、滑石式見線、香焼恵里線、東部線） イ 乗合タクシー 5地区（丸善団地、矢の平・伊良林、北大浦、金堀、西北） ウ デマンド交通(予約型乗合タクシー) 1地区（琴海地区） エ 離島航路 2航路（長崎～伊王島～高島航路、池島～神浦航路）

参考3 長崎市地域公共交通計画等の現状

(1) 長崎市地域公共交通計画（概要版）

1 長崎市の公共交通の現在と未来

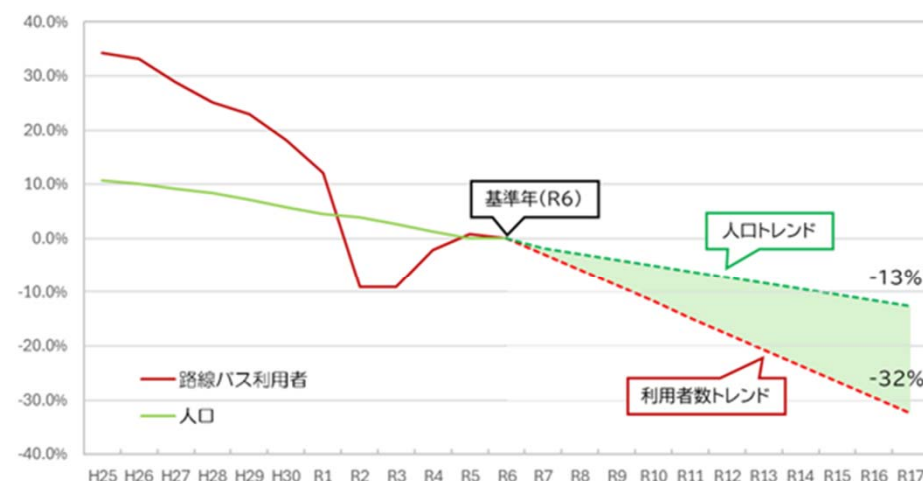
長崎市の公共交通ってどうなの？

長崎市の公共交通は、**実はかなり充実**しています。市内では路線バス、路面電車、鉄道などが広範囲で運行していて、公共交通歩圏人口カバー率（バス停や鉄道・電停駅から一定範囲内の人口率）は全国平均が41%なのに対し、**長崎市は77%**とかなりの**高水準**です。

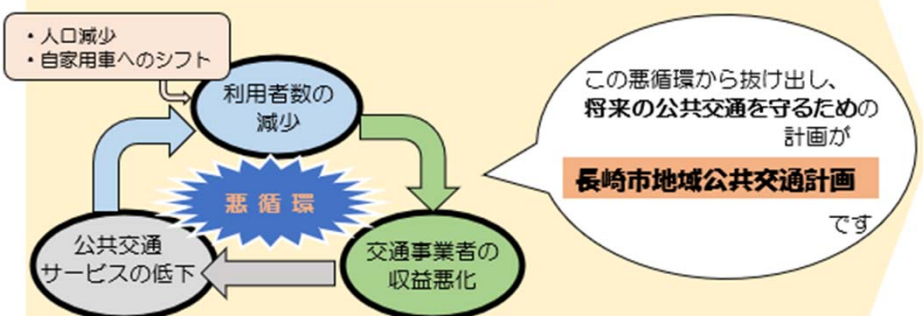
長崎市の公共交通って今後どうなるの？

他都市と比べて、実は充実している長崎市の公共交通ですが、**今後は利用者の減少による悪循環**に陥る可能性があり、そうなると公共交通の維持が難しくなります。

■長崎市の人口とバス利用者数の減少率の推移



長崎市地域公共交通計画とは・・・



2 実施施策

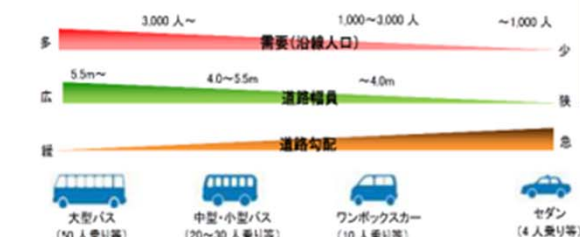
●検討
●実施

方策	展開施策	実施時期 ^{※1}		実施主体 ^{※2}
		現	後	
既存路線の効率化・見直し	1 人口規模等に応じた便数、ダイヤの設定	●	●	事/行
	2 競合路線（路線バス）における便数調整	●	●	事
	3 「ハブ&スポーク型」ネットワークの形成	●	●	事/行
	4 担い手確保に向けた取り組み	●	●	事/行
	5 需要に応じた輸送手段の選択	●	●	事/行/住
	6 都市施設等の整備と連携したバス路線の見直し	●	●	事
	7 貨客混載輸送の検討	●	●	事/行/運
	8 路線沿線環境の変化と連動したバス路線の見直し	●	●	事
	9 コミュニティバス等の維持・確保	●	●	行/事/住
	10 コミュニティバス等での見直し基準の設定	●	●	行/住
	11 道路整備に合わせたバス路線等の延長	●	●	事
	5 需要に応じた輸送手段の選択（再掲）	●	●	事/行/住
	7 貨客混載輸送の検討（再掲）	●	●	事/行/運
公共交通サービスの向上	12 通勤シャトルバスの拡充・快速バスの導入	●	●	事
	13 バス専用レーンの拡充	●	●	事/道/交
	14 主要な乗継拠点や停留所の待合環境の整備	●	●	事/道/行
	15 パークアンドライドの促進	●	●	行
	16 車両等のバリアフリー・EV化	●	●	事
	17 交通DXの積極的な導入	●	●	事/行
	18 新たな料金体系の設定	●	●	事/行
	19 時間毎の利用の平準化	●	●	事/行
	20 地域の共助による移動手段構築への支援	●	●	住/行
	21 観光需要等に応じたバス路線等の開設・延長	●	●	事
	22 バス停の新設・移設・フリー乗降区間の拡充	●	●	事/行
	23 地域の移動手段確保に向けた情報発信	●	●	行/事

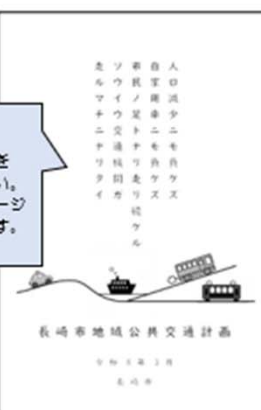
※1 現…令和7年度
前…令和8～9年度
後…令和10～12年度

※2 事…交通事業者
住…地域住民
道…道路管理者
交…交通管理者

■需要（利用者数）と交通モードの関係



詳しくは、
計画書本編を
ご覧ください。
市ホームページ
に掲載中です。



3 長崎市の公共交通が目指す姿と目標

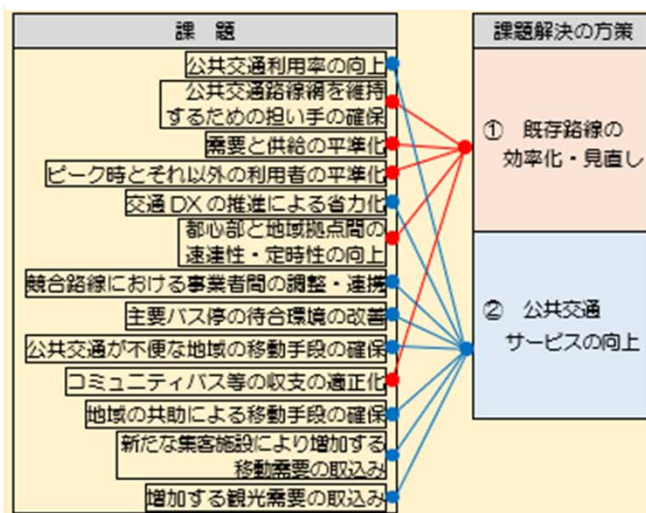
(1) 目指す姿

- ① 各種の公共交通が持続可能な運行形態となっている
- ② 拠点間の移動を支えるサービスレベルが保たれている
- ③ 地域内の移動手段が確保されている
- ④ まちづくり・観光を支える公共交通となっている

(2) 目標

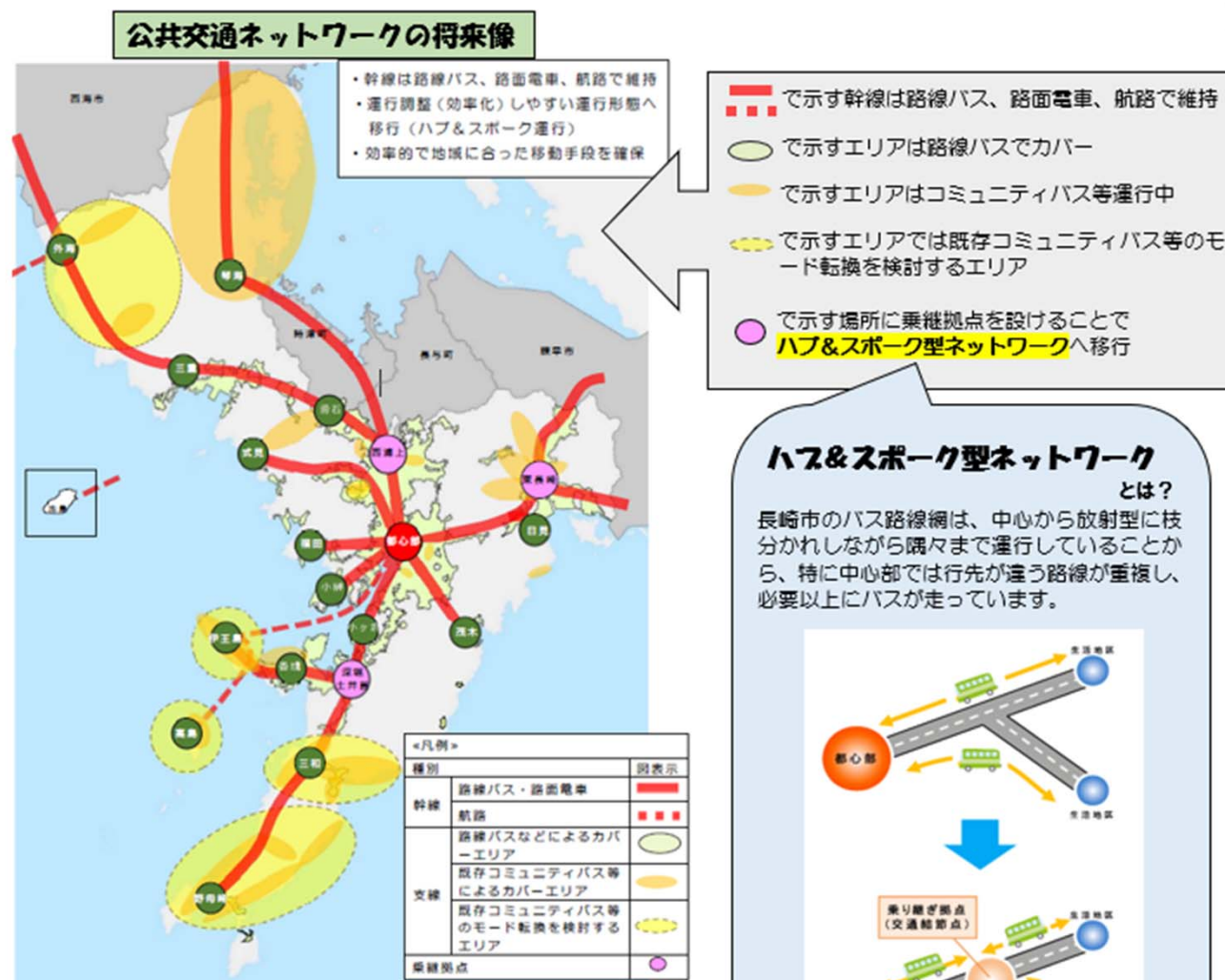
- 立地適正化計画の居住誘導区域内で、公共交通徒歩圏人口カバー率約90%を維持します【(H28) 92%→(R17) 約90%】
- 周辺地域では、地域の実情にあった移動サービスを確保します

4 目指す姿に向けた課題と方策



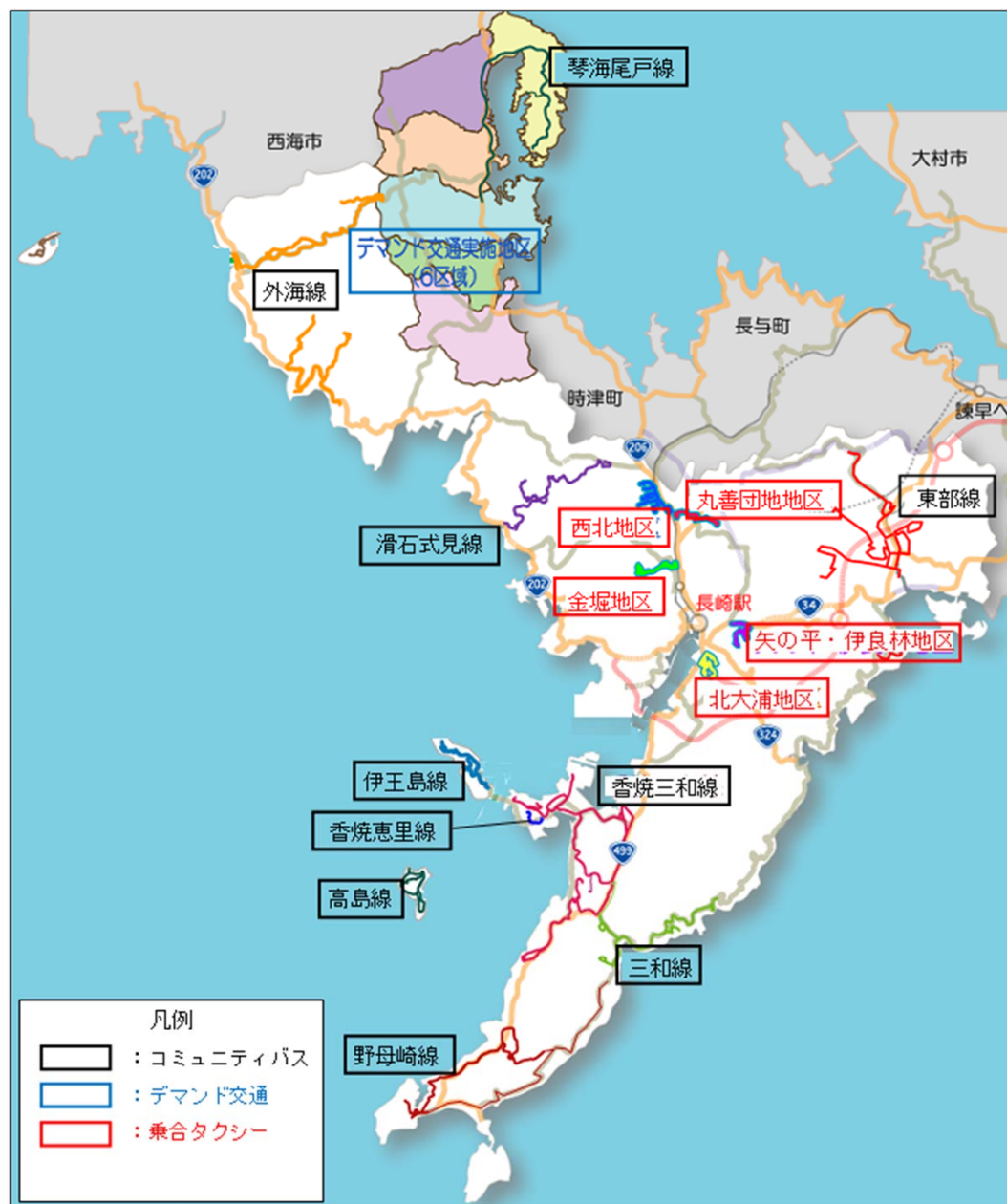
5 目標値の設定

方策	指標	指標のポイント	現況値	目標値	今のままだと…
① 既存路線の効率化・見直し	平均乗車密度(バス)	バス車内の旅客数は適正か	11.2 (人/便)	11.9 (人/便)	8.8 (人/便)
	公共交通事業の収支率	運営や経費などは適正か	0.90	1.00	0.78
	公共交通への公的資金投入額	市補助路線(コミュニティバス等)の補助額は適正か	1.55 (億円/年)	1.55 (億円/年)	1.9 (億円/年)
② 公共交通サービスの向上	公共交通の利用者数	普段から利用されているか	73.6 (百万人/年)	68.9 (百万人/年)	58.1 (百万人/年)
	公共交通満足度	誰にでも使いやすい公共交通になっているか	56.4 (%)	60.0 (%)	—
	共助型運行の取組を進めている団体数	地域と連携した取組みが行われているか	0 (団体)	5 (団体)	—



(2) コミュニティバス等の現状

ア 運行路線図



①コミュニティバスの運行(10路線)

- ・伊王島線
- ・高島線
- ・外海線
- ・香焼三和線
- ・三和線
- ・野母崎線
- ・琴海尾戸線
- ・香焼恵里線
- ・滑石式見線
- ・東部線

主に合併地区で運行

※池島線：R8.3末運行終了

②乗合タクシーの運行(5地区)

- ・丸善団地地区
- ・矢の平・伊良林地区
- ・北大浦地区
- ・金堀地区
- ・西北地区

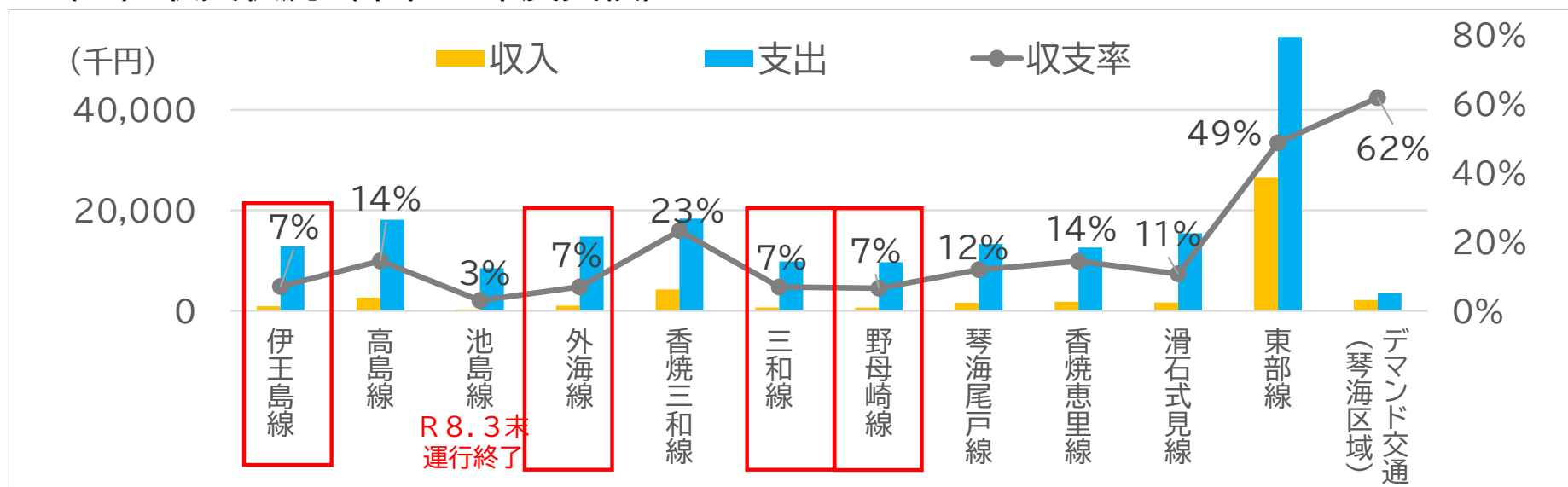
バス空白地域で運行

③デマンド交通(1地区)

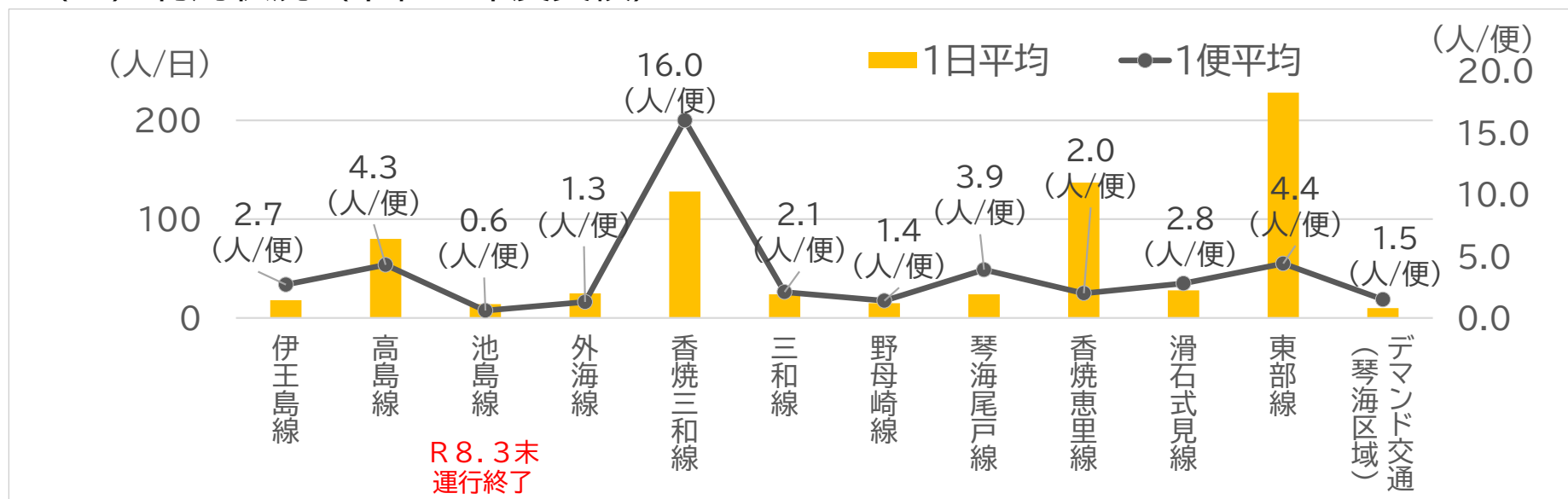
- ・琴海区域(6区域)

イ コミュニティバスの収支と利用状況

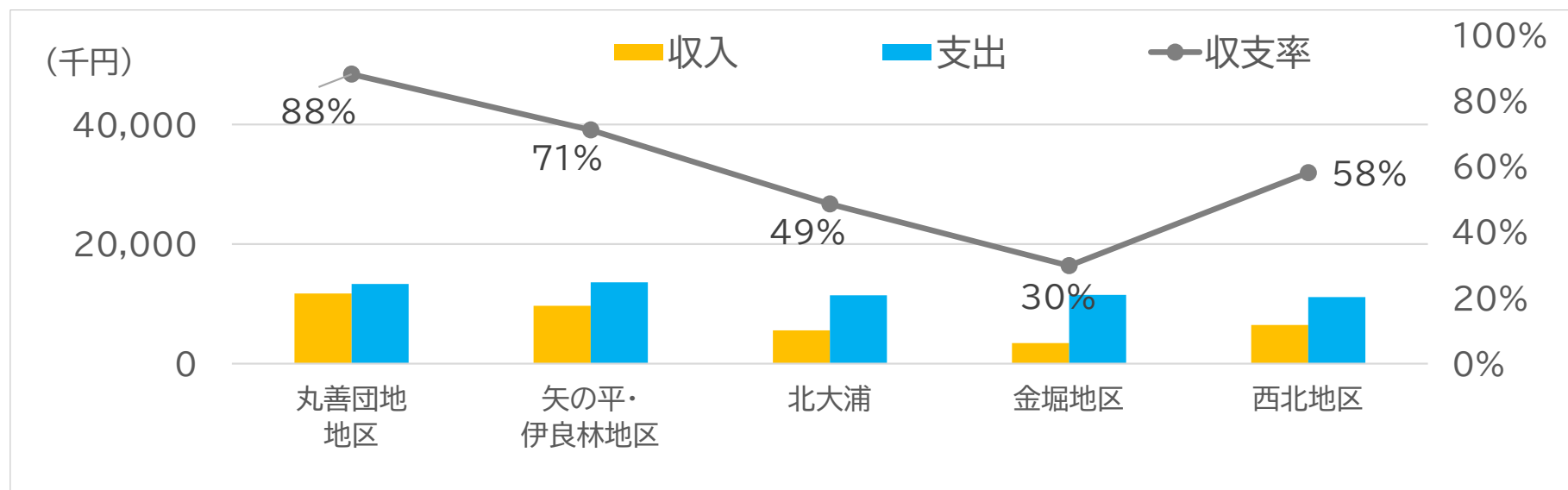
(ア) 収支状況（令和7年度実績）



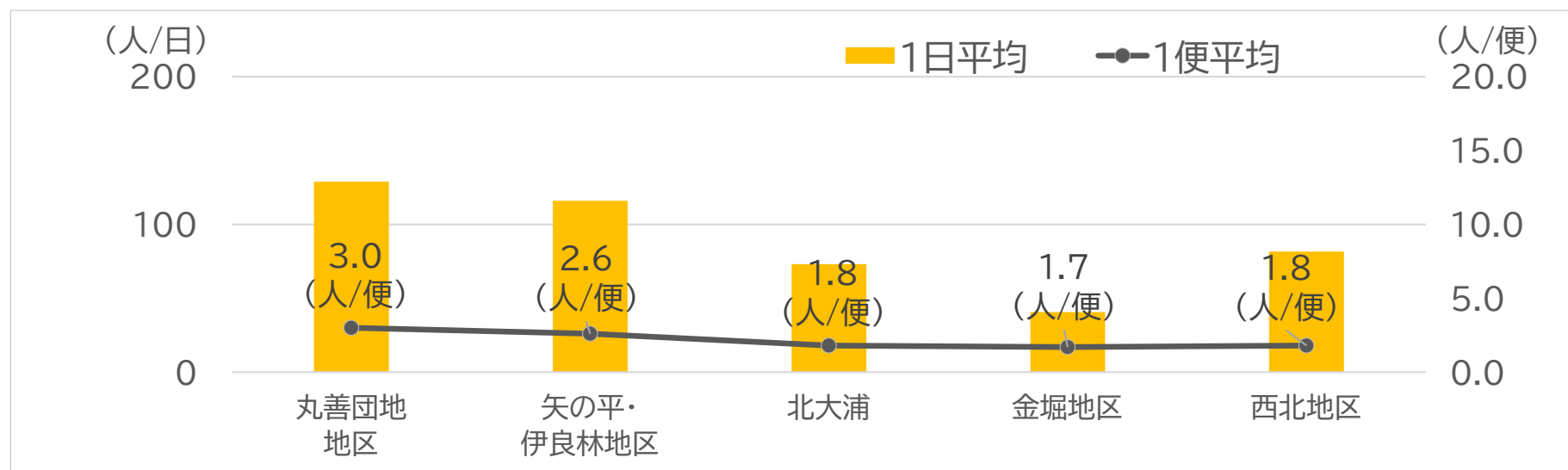
(イ) 利用状況（令和7年度実績）



ウ 乗合タクシーの収支と利用状況
 (ア) 収支状況 (令和7年度実績)



(イ) 利用状況 (令和7年度実績)



課、室等	分掌事務
長崎駅周辺整備室	1 長崎駅周辺土地区画整理事業及び街路事業に関すること (1) 土地区画整理事業に係る関連計画の策定並びに事業推進に向けた関係機関等との相互連絡調整 (2) 土地区画整理事業及び街路事業（土地区画整理事業施行地区外）に係る調査、設計及び施工 (3) 土地区画整理審議会の運営 (4) 土地区画整理事業の施行に伴う条例・規則の制定及び改正 (5) 長崎駅周辺まちづくり審議会の運営 【長崎駅周辺土地区画整理事業の概要】 ア 事業概要 事業名称：長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業 長崎駅周辺土地区画整理事業 施行者：長崎市 都市計画決定：平成20年12月26日 施行区域：長崎市尾上町、大黒町、八千代町、西坂町の各一部 施行面積：約19.1ha 事業期間：平成21年度～令和10年度（令和9年度工事完了予定） 事業費：約185億円 権利者数：11人（土地所有者） 減歩率：約38%（平均） イ 進捗状況 仮換地指定率（面積ベース）：約96%（令和7年度末） 進捗率（事業費ベース）：約91%（令和7年度末）

課、室等	分掌事務
長崎駅周辺整備室	【長崎駅東通り線（土地区画整理事業施行地区外）の概要】 ア 事業概要 施行者：長崎市 都市計画決定：平成20年12月26日 施行区域：長崎市宝町の一部 施行延長：L=約60m 施行幅員：W=約14m 事業費：約10億円 事業期間：令和元年度～令和9年度 イ 進捗状況 進捗率（事業費ベース）：約42%（令和7年度末）

課、室等	分掌事務
長崎駅周辺整備室	2 九州新幹線西九州ルートに関すること (1) 着実な整備に向けた関係省庁、関係国会議員等への要望活動及び県、関係市、関係団体等との相互連絡調整 (2) 市民への広報、啓発活動 【九州新幹線西九州ルート（武雄温泉～長崎）の概要】 ア 建設主体 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 イ 計画概要（武雄温泉～長崎間） 延長：約66km 事業費：約6,197億円（肥前山口～武雄温泉間の複線化を含む） 線路規格：標準軌（フル規格） 事業期間：平成24年度～令和7年度 ウ 進捗状況（西九州新幹線（武雄温泉～長崎）全体） 進捗率（事業費ベース）：約100%（令和7年度末） エ 主な経緯 昭和48年11月：整備計画決定 平成24年06月：工事実施計画（その1）認可（武雄温泉・長崎間）（FGT方式） 【用地・土木構造物】 平成27年01月：政府・与党申合せ（開業時期を平成34年度から可能な限り前倒し） 平成28年03月：九州新幹線（西九州ルート）の開業のあり方に係る6者合意 （武雄温泉駅における対面乗換方式） 令和4年09月：西九州新幹線 開業

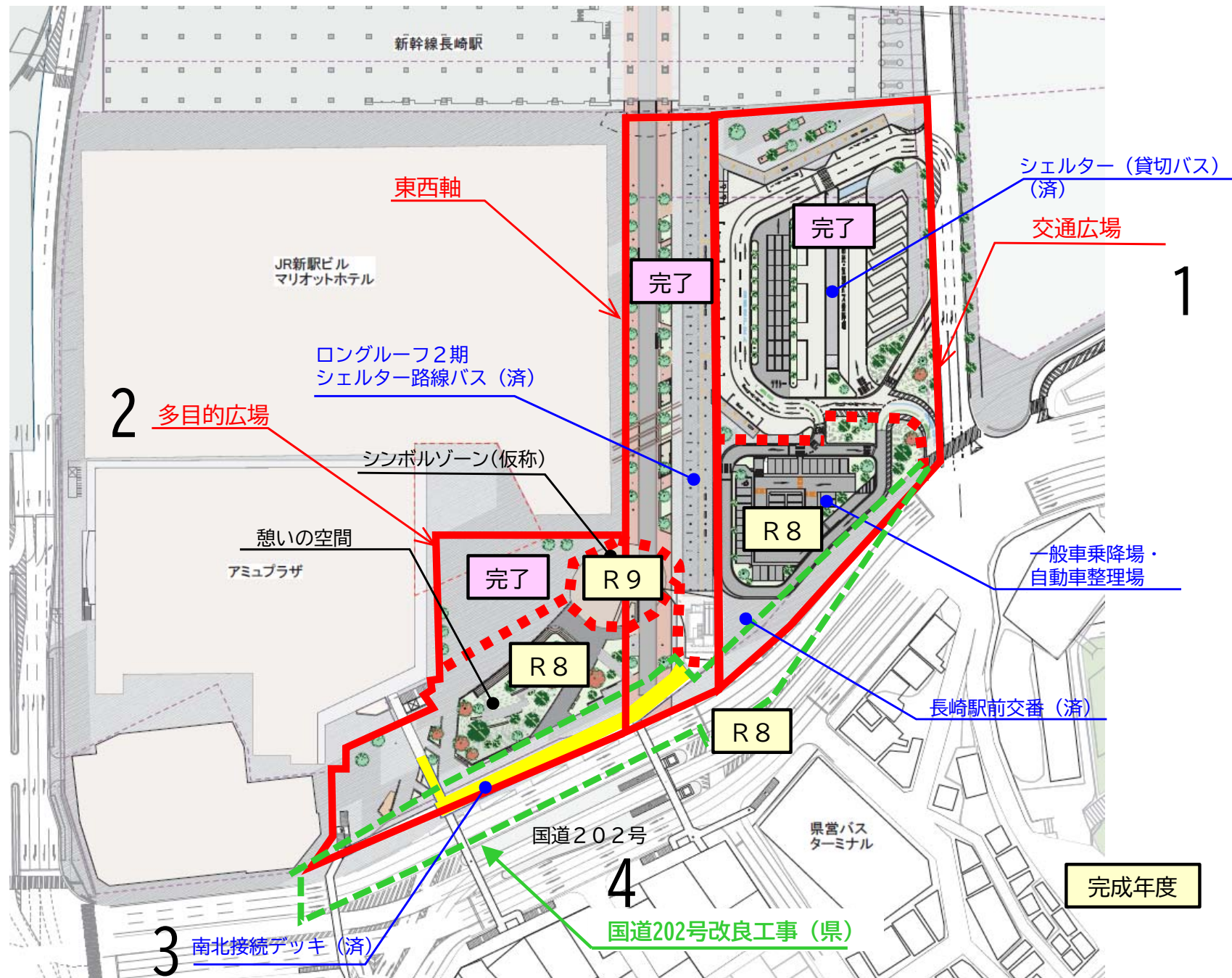
参考4 長崎駅周辺土地区画整理事業・街路事業について



計画平面図

参考5 長崎駅東口の整備状況について

(1) 平面図



(2) 工事スケジュール

番号	場 所	内 容	令和7年度（2025）												令和8年度（2026）												令和9年度（2027）											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1	交通広場	一般車乗降場・駐車場	長崎駅前交番（長崎県警） R8.1.21 供用開始												一般車乗降場・駐車場																							
2	多目的広場	憩いの空間整備 シンボルゾーン整備													憩いの空間整備												シンボルゾーン整備											
3	南北接続デッキ	歩道橋上部工	歩道橋上部工 R8.5.15 供用開始																																			
4	国道202号 （長崎県）	国道整備 （バス停含む）													国道整備（バス停含む）（長崎県） R8.10 バス停切替予定																							

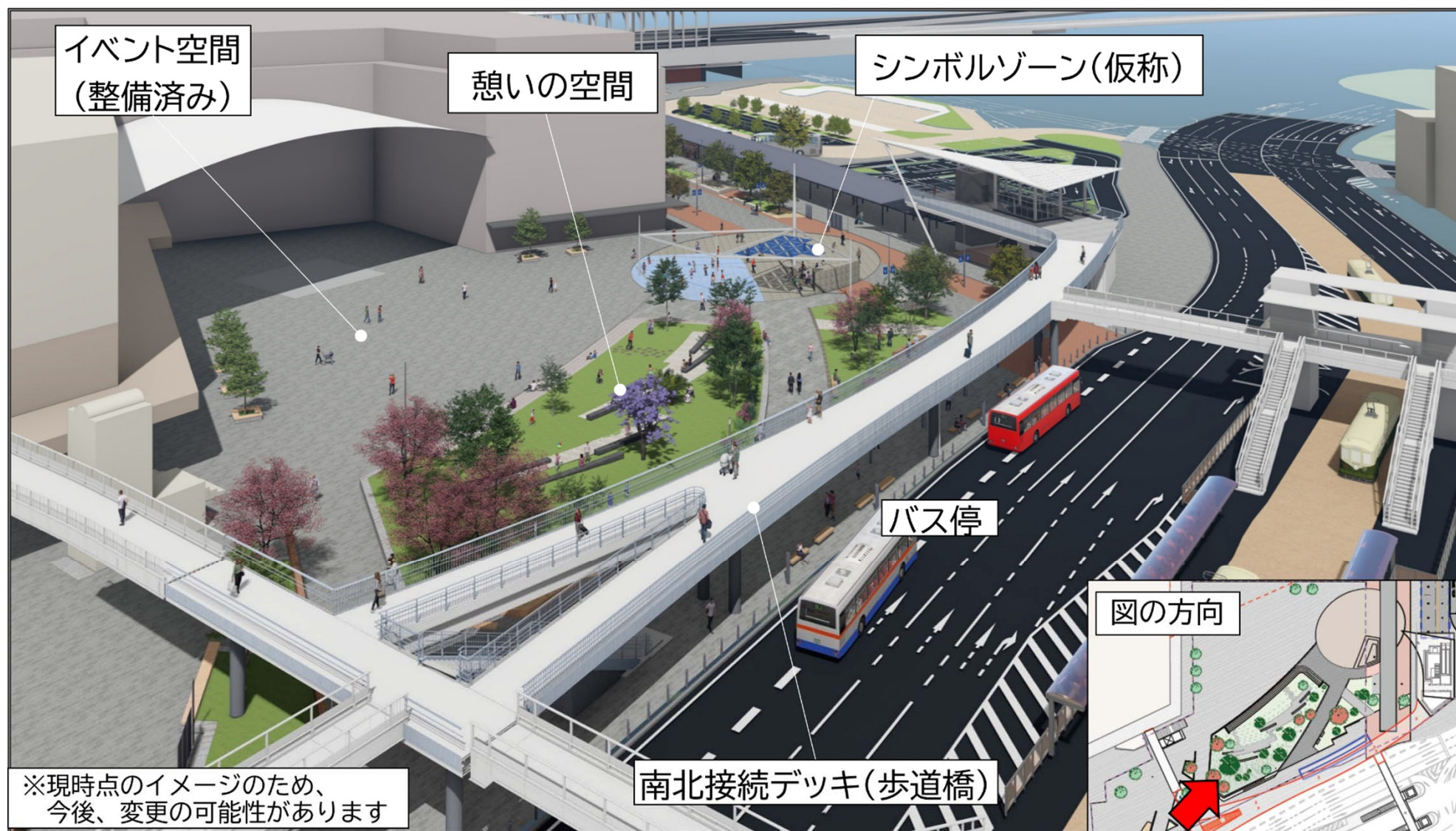
現在

(3) 現況写真



交通会館側から俯瞰

(4) イメージパース



国道（南東方向）から俯瞰



東西軸（北西方向）から俯瞰



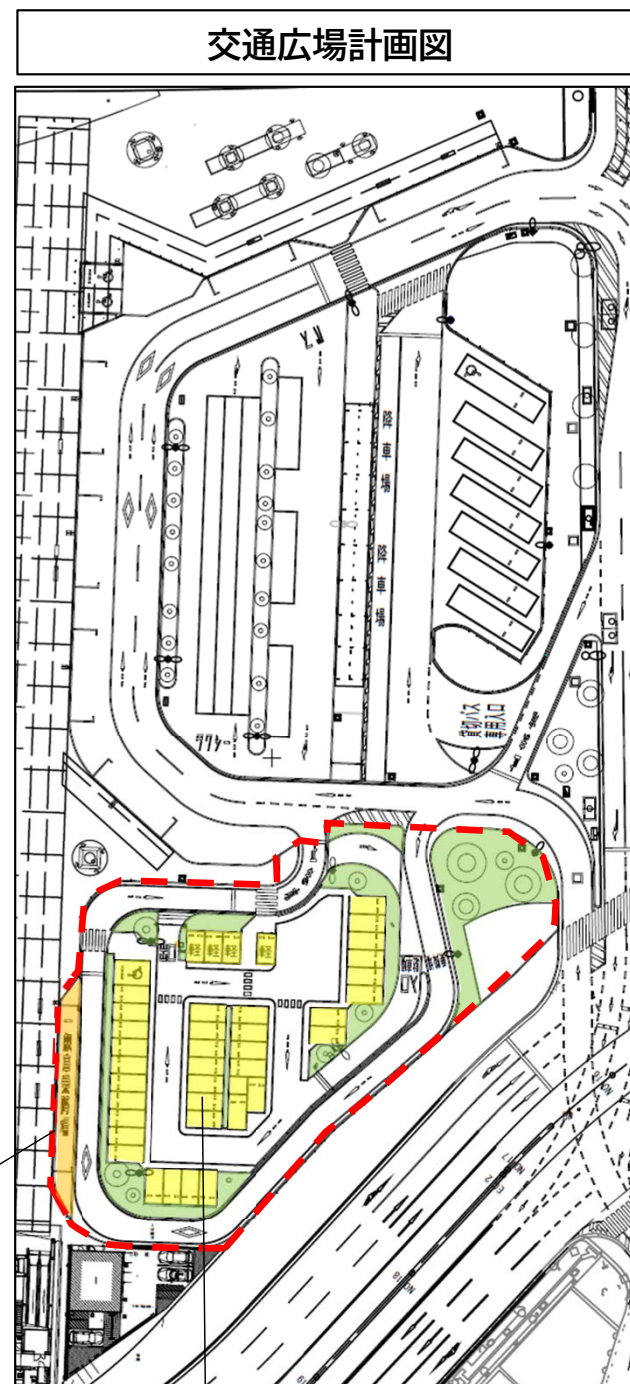
多目的広場（北西方向）から俯瞰

(5) 交通広場の整備状況



東側から撮影した現状写真

一般車乗降場



一般車駐車場40台 (有料)

課、室等	分掌事務
まちなか事業推進室	1 まちぶらプロジェクトに関すること (1) 目的 「陸の玄関口」である長崎駅周辺と「海の玄関口」である松が枝周辺の整備により、長崎のまちの形が大きく変わっていかうとしている。 このような状況の中、歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部である「まちなか」において、長崎駅周辺や松が枝周辺と連携させながら、賑わいの再生を図ろうとするもの。 (2) 対象エリア 新大工町から浜町を経て、大浦に至るルートを「まちなかの軸」と設定し、軸を中心とした5つのエリアにおいて、それぞれの個性や魅力の顕在化を進める。 (5つのエリア)「新大工」、「中島川・寺町・丸山」、「浜町・銅座」、「館内・新地」、「東山手・南山手」 (3) 計画の構成 ア エリアの魅力づくり（地域の特性に応じた魅力の向上） イ 軸づくり（回遊性を高める環境づくり） ウ 地域力によるまちづくり（地域や市民自らによる、まちを守り、育て、創るための行動を支援） (4) 各エリア等の主な取組み ア エリアの魅力づくり (ア) 新大工エリア 【まちづくりの方針】商店街・市場を中心としたふだん着のまち 【主な取組み】片淵線（新大工工区）整備など (イ) 中島川・寺町・丸山エリア 【まちづくりの方針】和のたたずまいと賑わいの粋なまち 【主な取組み】まちなみ整備、歳時の顕在化など (ウ) 浜町・銅座エリア 【まちづくりの方針】長崎文化を体感し、発信する賑わいのまち 【主な取組み】市街地再開発事業、銅座川プロムナード整備など

課、室等	分掌事務
まちなか事業推進室	(工) 館内・新地エリア 【まちづくりの方針】中国文化に触れ、食を楽しむまち 【主な取組み】新地町稲田町線整備、長崎ランタンフェスティバルなど (オ) 東山手・南山手エリア 【まちづくりの方針】異国情緒あふれる国際交流のまち 【主な取組み】文化財保存整備（旧オルト住宅、旧杠葉本館等）、市有洋館活用、重点区域歴史まちづくり計画・実施計画改訂など イ 軸づくり 【方向性】「まちなか軸」を基軸とした各エリア間の回遊性を高める環境の整備 【主な取組み】案内板や休憩所の整備、情報発信など ウ 地域力によるまちづくり 【方向性】地域や市民が行う「企業や行政、NPO等の多様な組織と連携を図りながらまちを守り、育て、創るための行動」に対する支援。 【主な取組み】まちなか賑わいづくり活動支援事業 まちぶらプロジェクト認定事業、町家の活用など 2 中心市街地活性化基本計画（第3期）に関すること (1) 認定日 令和8年3月17日 (2) 計画期間 令和8年4月から令和13年3月まで（5年間） (3) 計画区域 約325ha (4) 基本方針 ア 快適で回遊したくなるまちづくり イ 経済活力に溢れるまちづくり (5) 掲載事業 56事業

参考6 まちぶらプロジェクトについて



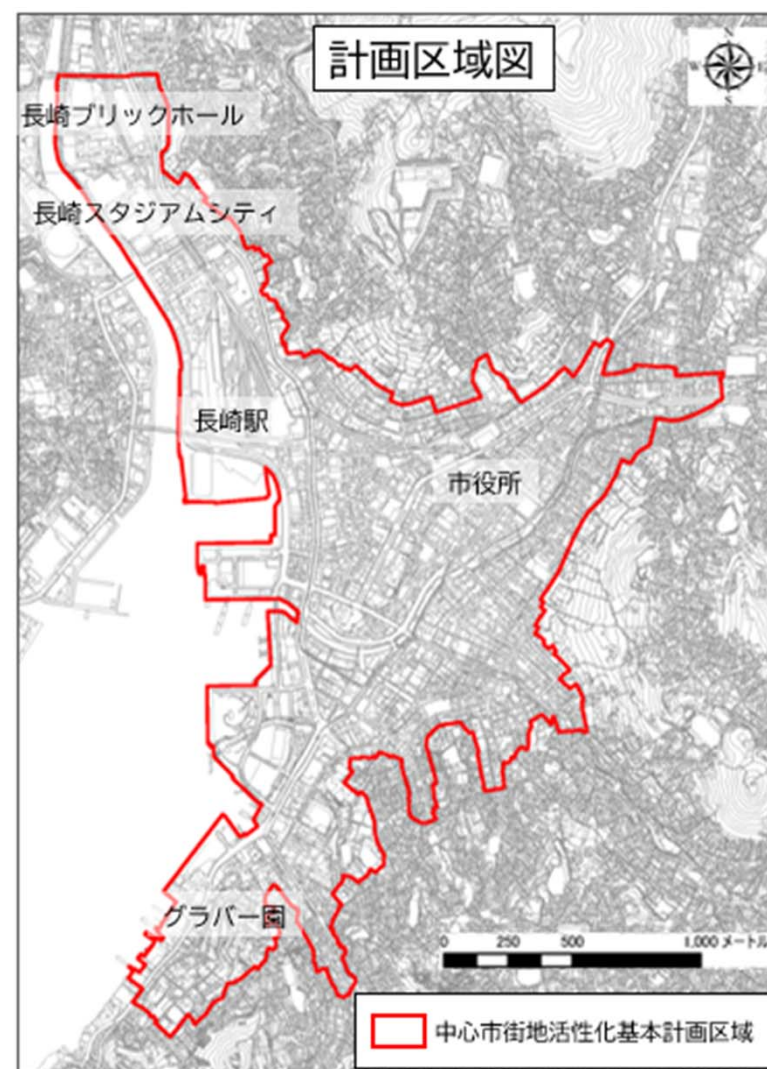
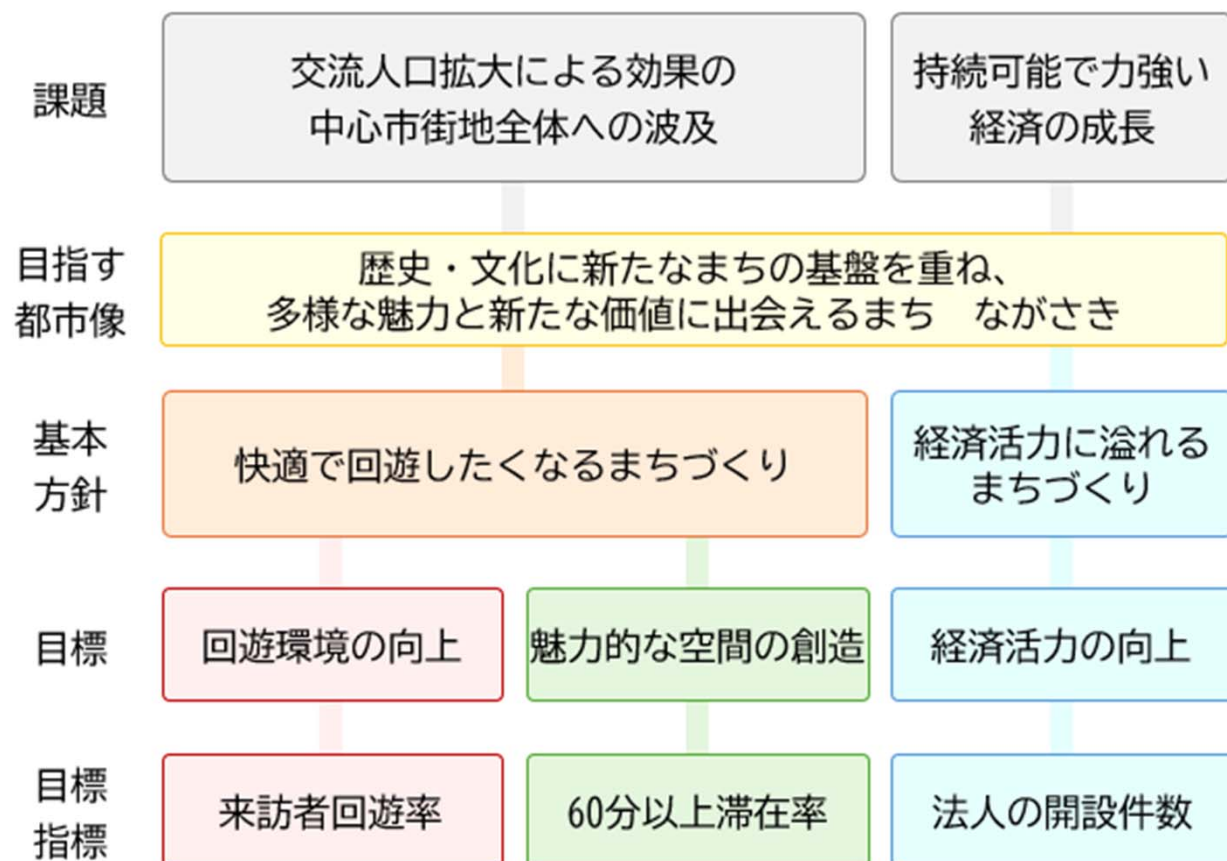
参考7 中心市街地活性化基本計画（第3期）について

（1）概要

○計画期間：令和8年度～令和12年度

○計画区域：約325ha（右図赤枠）

○基本方針等



(2) 目標指標

目標	目標指標	基準値	目標値
回遊環境の向上	①来訪者回遊率	24.2% (R6年)	26.4% (R12年)
魅力的な空間の創造	②60分以上滞在率	31.0% (R6年)	32.2% (R12年)
経済活力の向上	③法人の開設件数	96件/年 (R6年)	102件/年 (R12年)

①②の指標については、人流分析ツールを用いて算出

①来訪者回遊率

「長崎駅・スタジアムエリア」来訪者数に対する「長崎駅・スタジアムエリア」と「まちぶらプロジェクトの5エリア」の両方に来訪した人数の割合

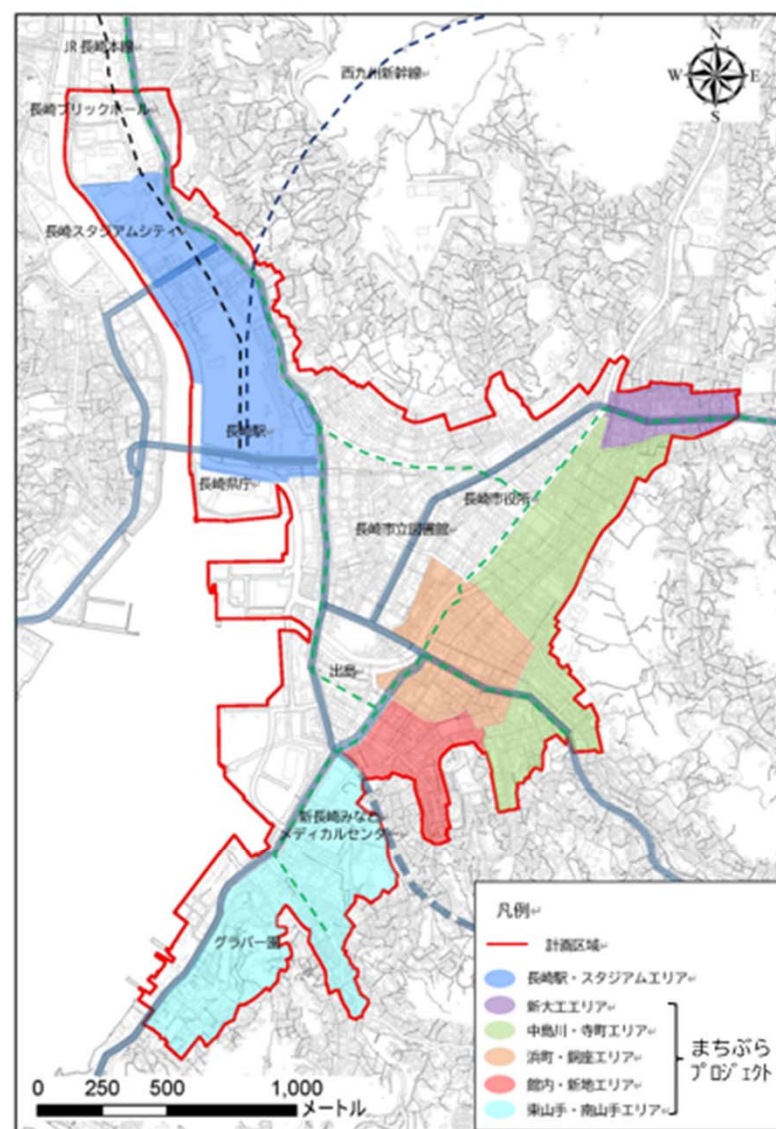
②60分以上滞在率

「まちぶらプロジェクトの5エリア」の来訪者数に対する60分以上滞在した人数の割合

③法人の開設件数

中心市街地内に新たに法人を開設または転入する旨の申請があった法人の件数

設定エリア図



(3) 掲載事業

目標に関する主な事業

全56事業（うち2期からの継続事業49事業、新規事業7事業）

回遊環境の向上

- ・市庁舎本館跡地等の活用



- ・長崎駅周辺土地区画整理事業



- ・(都)大黒町恵美須町線街路整備事業
- ・岩原川周辺環境整備事業
- ・市庁舎周辺道路整備事業
- ・まちなか賑わい創出事業
- ・まちなか再生推進事業
- ・長崎さるく

魅力的な空間の創造

- ・東山手・南山手地区洋館等活用事業



- ・長崎ランタンフェスティバル



- ・長崎歴史・文化推進事業
Nagasaki まちなか文化祭、長崎くんち
中島川周辺活性化事業、長崎居留地まつり
長崎郷土芸能大会
- ・商店街再生プロジェクト支援事業
- ・まちなか賑わい創出事業
- ・まちなか再生推進事業
- ・長崎さるく

経済活力の向上

- ・観光地域づくり推進事業（MICE関連）



- ・観光地域づくり推進事業
（地域マネジメント関連）



- ・産学連携・創業支援事業

課、室等	分掌事務												
景観推進室	1 景観計画に関すること (1) 景観形成重点地区 市全域の景観計画区域の内、特に景観形成が必要な7地区を重点地区に指定し、地域の特徴を活かした景観づくりを推進するもの。 平成24年 4月 外海地区、深堀地区の追加 平成26年 4月 高島北溪井坑跡地区の追加 平成27年 4月 中島川・寺町地区景観形成重点地区における建物高さ規制の見直し 平成29年 2月 外海地区の変更(大野、出津・牧野の区域拡大) 平成30年 1月 外海地区の変更(赤首、神浦の区域拡大) 平成30年11月 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針の変更 令和4年 4月 館内・新地地区 景観形成重点地区における建物高さ規制の見直し (2) 景観重要建造物 良好な景観形成に重要な建造物を指定するもの。 指定件数 20件（令和8年3月末現在） (3) 建築行為等に係る景観の届出・通知 民間の大規模な建築物の建築行為等に伴う届出及び公共事業に伴う通知 <table border="1" data-bbox="645 1062 1402 1418"> <thead> <tr> <th>対象行為（令和7年度）</th><th>届出件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般地区における行為</td><td>46件</td></tr> <tr> <td>景観形成重点地区における行為</td><td>38件</td></tr> <tr> <td>開発行為等</td><td>1件</td></tr> <tr> <td>公共事業（通知）</td><td>65件</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>150件</td></tr> </tbody> </table>	対象行為（令和7年度）	届出件数	一般地区における行為	46件	景観形成重点地区における行為	38件	開発行為等	1件	公共事業（通知）	65件	合 計	150件
対象行為（令和7年度）	届出件数												
一般地区における行為	46件												
景観形成重点地区における行為	38件												
開発行為等	1件												
公共事業（通知）	65件												
合 計	150件												

課、室等	分掌事務
景観推進室	(4) 公共事業や大規模建築物等の総合的なデザイン調整 ア 長崎駅周辺エリアデザイン調整会議 イ ながさきデザイン会議 ウ ながさきデザインアドバイザー エ 景観専門監 2 公共掲示板に関すること ふれあい掲示板 設置台数 58基（うち合併旧7町 20基） 3 屋外広告物に関すること (1) 屋外広告物の設置に係る許可 許可 542件（令和7年度） (2) 違反広告物除却推進（令和2年4月1日見直し） 市民からの違反広告物の通報により、違法な簡易広告物の除却を行うもの。 4 環長崎港夜間景観向上基本計画に係る夜間景観の整備に関すること 「遠景の夜景みがき」と「中・近景の夜間景観づくり」の2つの視点で夜間景観の向上を図るもの 5 歴史的風致の維持及び向上に係る総合調整に関すること (1) 長崎市歴史的風致維持向上計画 地域固有の歴史・伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成された良好な市街地の環境である「歴史的風致」の維持及び向上を図るもの。 認定日：令和2年3月24日（最終変更認定日：令和8年3月26日） 計画期間：令和2年度～令和11年度 重点区域：中央・館内・山手区域（約320ha） 重点区域（山手区域）のグランドデザインを令和3年11月に策定 上記のアクションプランを令和5年2月に策定

課、室等	分掌事務
景観推進室	(2) 長崎市歴史的風致維持向上協議会 長崎市歴史的風致維持向上計画の変更や進捗管理等にかかる協議を行うもの。 6 都市サインの整備に関すること（令和8年3月末現在） 誘導サイン 歩行者系282基、自動車系30基 案内サイン 案内サイン38箇所

参考8 歴史的風致維持向上計画を推進する国の補助事業

(1) 事業名:地域の観光資源充実のための環境整備推進事業(令和8年度観光庁予算)

(2) 事業内容

歴史的資源等を核としたエリア一帯の環境整備

①街並みの高質化、観光インフラ整備、建造物の改修等

②環境整備のためのビジョン・戦略策定・整備効果促進

(3) 地域要件

国の認定を受けた歴史まちづくり計画(歴史的風致維持向上計画)に位置付けられた重点区域に限る。

(4) 補助率

①は補助対象事業費の1/2

②は補助対象経費の10/10、最大10百万円

(5) 補助対象

地方公共団体、民間事業者等

※歴史的風致維持向上計画認定自治体内の者等に限る



重点区域歴史まちづくり
計画改定事業



洋館活用手法等
検討費



長崎伝統芸能振興会
補助金



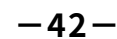
中島川・寺町地区
まちなみ整備事業



長崎市まちなか町家等
活用事業

課、室等	分掌事務																																
東長崎土地区画整理事務所	1 東長崎地区土地区画整理事業施行区域内における土地区画整理事業の施行に関すること (1) 趣旨 東長崎地区では、高度経済成長期による人口増に対応するため、良好な市街地の形成を目的として、昭和50年に「東長崎地区土地区画整理事業」を開始した。これまで、長崎市施行の「矢上地区」「平間・東地区」をはじめ、個人・組合施行による土地区画整理事業を実施し、東長崎地区のまちづくりに大きく貢献した。 なお、事業の長期化を踏まえ、令和2年3月に未着手区域を施行区域から除外した。 (2) 整備状況 <table><tr><th colspan="2">施行地区</th><th colspan="2">整備期間(年度)</th><th>面積</th></tr><tr><td rowspan="2">長崎市施行</td><td>矢上地区</td><td>S53～H19</td><td>整備済</td><td>105.5ha</td></tr><tr><td>平間・東地区</td><td>H14～R4</td><td>整備済</td><td>30.0ha</td></tr><tr><td rowspan="3">個人・組合施行</td><td>矢上団地</td><td>S55～H4</td><td>整備済</td><td>102.6ha</td></tr><tr><td>鶴の尾団地</td><td>S55～H3</td><td>整備済</td><td>12.3ha</td></tr><tr><td>東長崎尾崎</td><td>H7～H8</td><td>整備済</td><td>1.5ha</td></tr><tr><td colspan="4">全体面積</td><td>251.9ha</td></tr></table> 長崎市施行地区については、現在、清算金の徴収事務を引き続き行っている。	施行地区		整備期間(年度)		面積	長崎市施行	矢上地区	S53～H19	整備済	105.5ha	平間・東地区	H14～R4	整備済	30.0ha	個人・組合施行	矢上団地	S55～H4	整備済	102.6ha	鶴の尾団地	S55～H3	整備済	12.3ha	東長崎尾崎	H7～H8	整備済	1.5ha	全体面積				251.9ha
施行地区		整備期間(年度)		面積																													
長崎市施行	矢上地区	S53～H19	整備済	105.5ha																													
	平間・東地区	H14～R4	整備済	30.0ha																													
個人・組合施行	矢上団地	S55～H4	整備済	102.6ha																													
	鶴の尾団地	S55～H3	整備済	12.3ha																													
	東長崎尾崎	H7～H8	整備済	1.5ha																													
全体面積				251.9ha																													

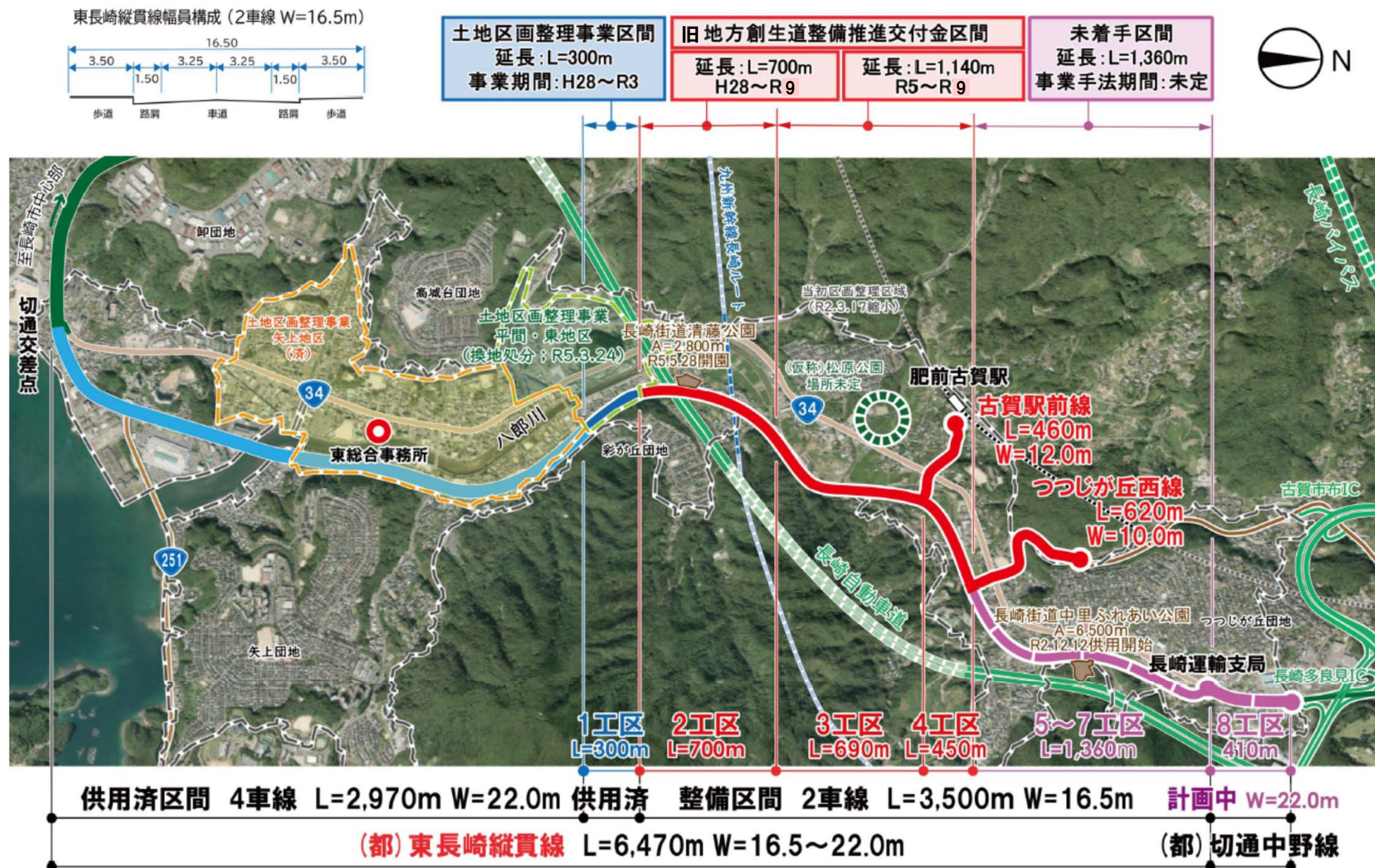
課、室等	分掌事務										
東長崎土地区画整理事務所	(3) 区域見直しの経緯 東長崎地区の土地区画整理事業施行区域748.8haの見直しを行い、長期未着手区域等の496.9haを廃止し、長崎市及び組合・個人が施行する土地区画整理事業の251.9haへ施行区域を縮小したもの。 【見直しの背景】 ・社会経済情勢等の変化に伴う土地区画整理事業の必要性の変化 ・未着手区域における長期に渡る建築制限等による影響 <table border="1" data-bbox="595 619 1877 959"> <thead> <tr> <th>年 月</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S 38. 4</td><td>旧東長崎町編入</td></tr> <tr> <td>S 50.12</td><td>土地区画整理事業の都市計画決定(面積 714.9ha)</td></tr> <tr> <td>H 13.10</td><td>土地区画整理事業の都市計画変更(面積 748.8ha)</td></tr> <tr> <td>R 2. 3</td><td>土地区画整理事業施行区域の都市計画変更(面積 251.9ha)</td></tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	S 38. 4	旧東長崎町編入	S 50.12	土地区画整理事業の都市計画決定(面積 714.9ha)	H 13.10	土地区画整理事業の都市計画変更(面積 748.8ha)	R 2. 3	土地区画整理事業施行区域の都市計画変更(面積 251.9ha)
年 月	内 容										
S 38. 4	旧東長崎町編入										
S 50.12	土地区画整理事業の都市計画決定(面積 714.9ha)										
H 13.10	土地区画整理事業の都市計画変更(面積 748.8ha)										
R 2. 3	土地区画整理事業施行区域の都市計画変更(面積 251.9ha)										



課、室等	分掌事務					
東長崎土地区画整理事務所	2 東長崎地区土地区画整理事業廃止区域における都市基盤施設整備事業の施行に関すること					
	(1) 趣旨 東長崎地区土地区画整理事業の廃止区域において、良好な居住環境の創出を図るため、土地区画整理事業の手法に代わり、道路や公園などの都市基盤を整備するもの。					
	(2) 整備状況					
	箇所名	延長	事業期間 (年度)	進捗率 (R8.3月末)	R8事業内容	R8当初予算額 (補助・単独) (千円)
	東長崎縦貫線	2,970m	S45～H12	整備済	—	—
		300m	H28～R 3	整備済	—	—
		700m	H28～R 9※	78%	道路改良工事、 橋梁架設工事等	513,100
		1,140m	R 5～R 9※	3%	道路改良工事、 測量設計委託等	67,000
		1,360m	未定	—	—	—
		6,470m				
	つつじが丘西線	620m	R 3～R 9※	17%	道路改良工事、 測量設計委託等	124,000
	古賀駅前線	460m	R 5～R 9※	2%	測量設計委託	31,900
(仮称)松原公園	—	未定	—	地元協議等	—	
※令和10年度以降については、国庫補助に係る事業計画の認定申請を行い事業を継続する。						

参考10 都市基盤施設整備事業等について

(1) 位置図

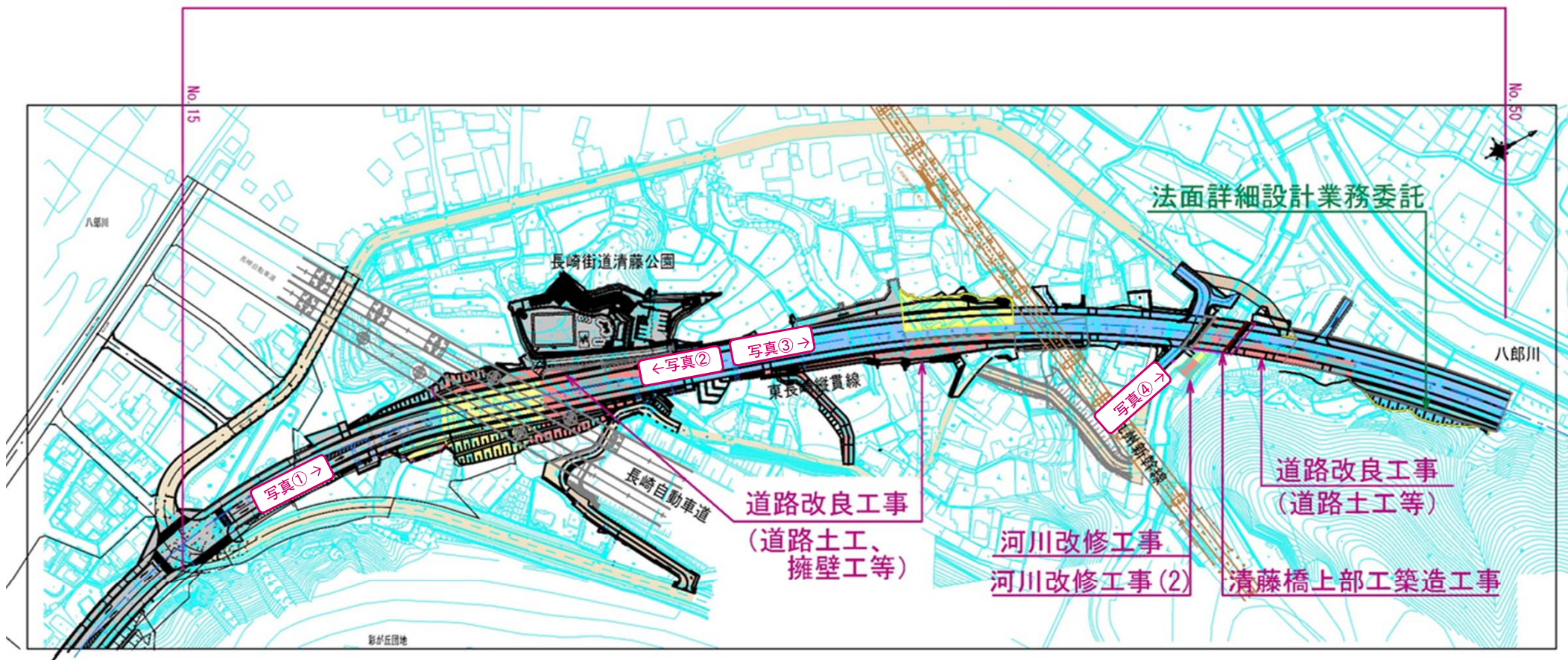


(2) 都市計画道路東長崎縦貫線について

ア 2工区

東長崎縦貫線（2工区） 延長L=700m 幅員W=16.5m

凡 例	
	令和6年度施工済箇所
	令和7年度施工箇所
	令和8年度施工予定箇所
	令和9年度以降施工予定箇所
	現 道



令和8年度 東長崎縦貫線（2工区）施行予定箇所

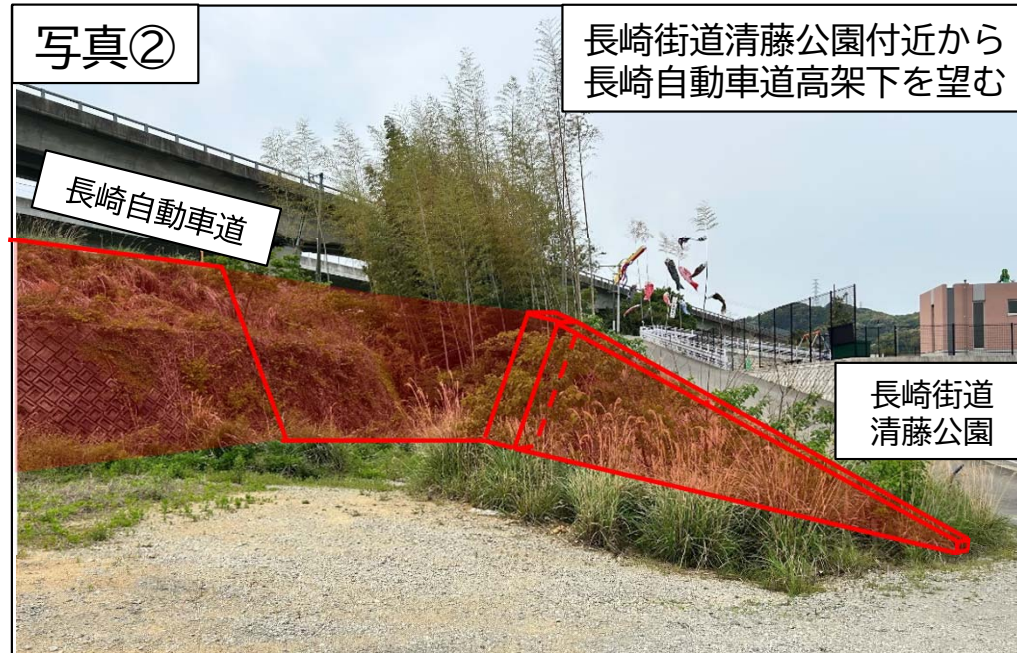
写真①

彩が丘団地入口付近から
長崎自動車道高架下を望む



写真②

長崎街道清藤公園付近から
長崎自動車道高架下を望む



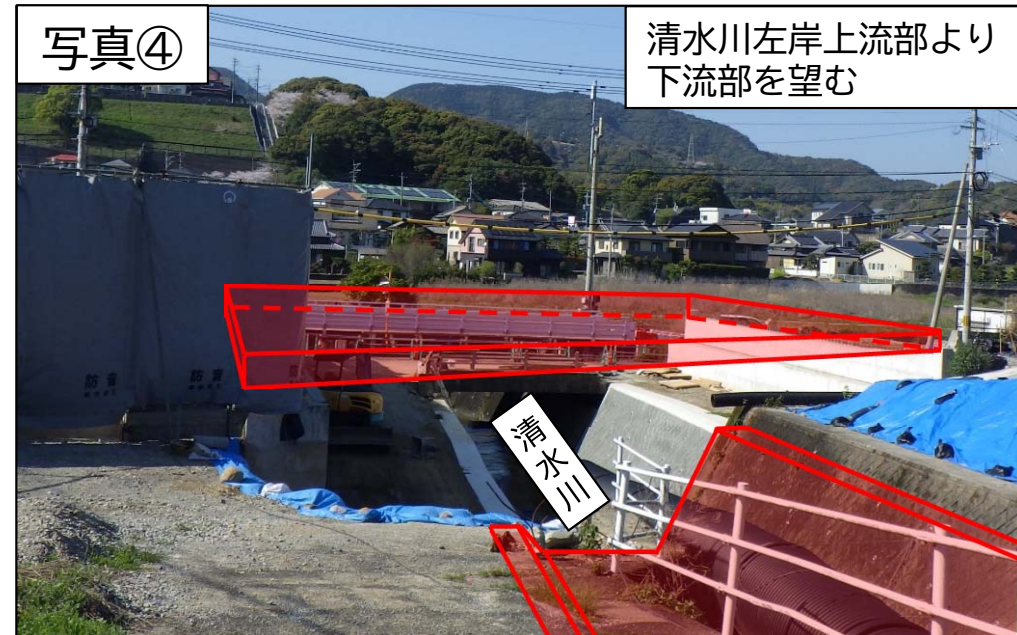
写真③

長崎街道清藤公園付近から
西九州新幹線高架下を望む

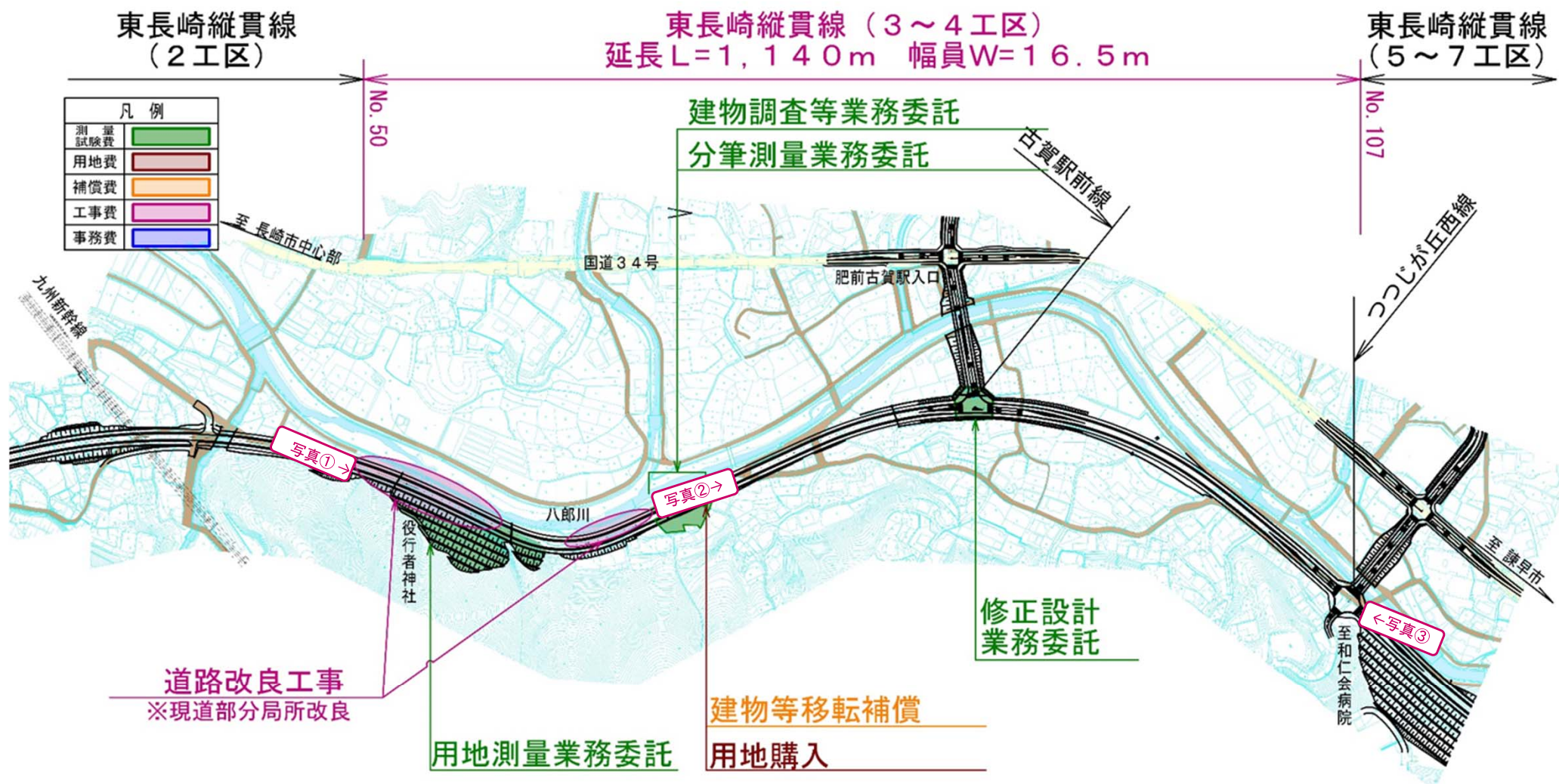


写真④

清水川左岸上流部より
下流部を望む



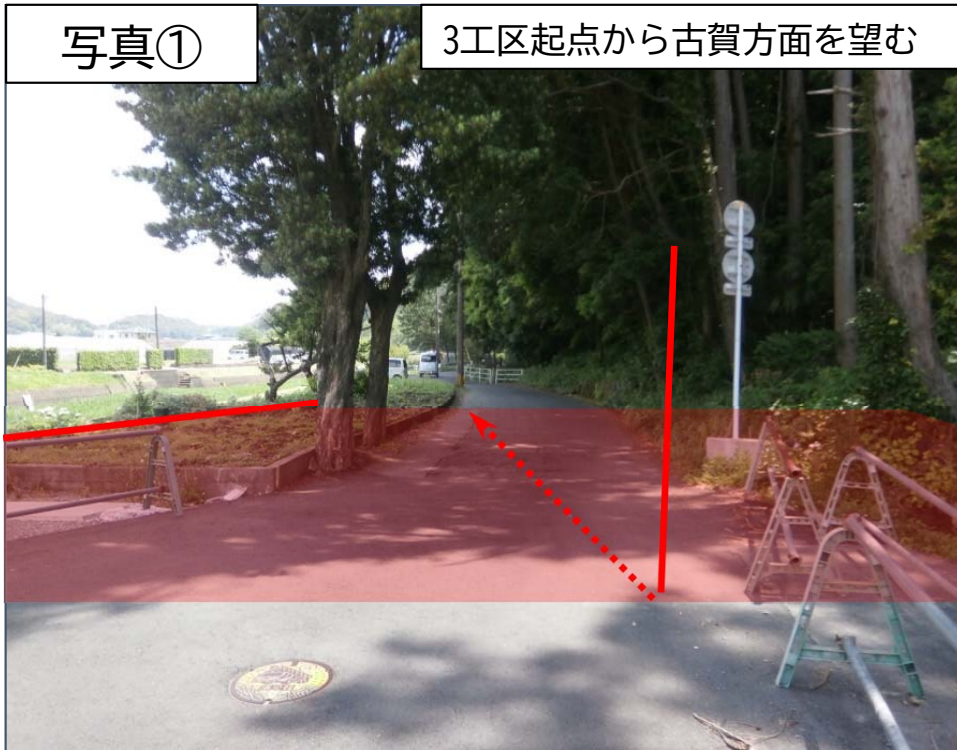
イ 3～4工区



令和8年度 東長崎縦貫線 (3～4工区) 施行予定箇所

写真①

3工区起点から古賀方面を望む



写真②

3工区中間地点
(長正寺橋付近)



写真③

4工区終点
(慶正庵橋付近)

